

## 平成 2 1 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 3 号

---

平成 2 1 年 6 月 8 日 (月曜日)

---

議事日程 第 3 号

平成 2 1 年 6 月 8 日 (月曜日) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	原 幹雄君	2番	島田 榮一君
3番	筑井 あけみ君	4番	齊藤 嘉和君
5番	備前島 久仁子君	6番	三友 美恵子君
7番	中里 知恵子君	8番	関口 祝嘉君
9番	浅見 武志君	10番	川端 宏和君
11番	町田 宗宏君	12番	村田 安男君
13番	宇津木 治宣君	14番	寺田 純子君
15番	茂木 信義君	16番	石川 眞男君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道君	副町長	横堀 憲司君
教育長	熊谷 誠司君	総務課長	小林 秀行君
税務課長	阿佐美 恒治君	健康福祉課長	松本 恭明君
子ども育成課長	新井 敬茂君	住民課長	佐藤 千尋君
生活環境安全課長	重田 正典君	経済産業課長	高井 弘仁君
都市建設課長	横堀 徳寿君	上下水道課長	太田 巧君
会計管理者兼会計課長	新井 淳一君	学校教育課長	川端 洋一君
生涯学習課長	加藤 喜代孝君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	石関 清貴
局長補佐兼庶務係長	小坂橋 保	主 査	関根 聡子

## ○開 議

午前9時開議

議長（石川眞男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第1 一般質問

議長（石川眞男君） 日程第1、一般質問を行います。

先週に引き続き順次発言を許します。

初めに、14番寺田純子議員の発言を許します。

〔14番 寺田純子君登壇〕

14番（寺田純子君） おはようございます。傍聴の皆様には、早朝より大変ご苦労さまでございます。しっかりと議会執行を見張っていただきたいと思えます。議席番号14番寺田純子でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告の2問6点について、住民の声の代弁者として質問いたします。

インフルエンザについては、世界保健機構が4月27日の第2回緊急委員会で、メキシコを中心に感染が広がる豚由来のインフルエンザを世界的大流行につながるおそれのある新型インフルエンザと認定し、警戒水準をフェーズ4と発表した新型インフルエンザは瞬く間に各国に広がり、我が国でも関西方面から感染者が発見され、既に東京、埼玉に感染者が発見されています。大変心配されますが、弱毒性であり、過敏に反応せず、一般インフルエンザ同様でよいとのこと。発生から1カ月ちょっと余りたちました今、いい方向に落ちついているように思われます。これからも予防対策に努め、慌てず騒がず、冷静に情報を注視し、的確な対応に努めていきたいものであります。

そして今、世界は核拡散防止に向かっている中、北朝鮮の核実験実施は、被爆国の国民として大きな憤りを覚えます。だから、日々世界平和を祈ってまいりたいと思えます。いつ何が起きるかわからない時代です。何が起きてもよい万全な備えを求めています。そこで伺います。

安心安全・防災対策について。当町において、ことしは去年と比べると火災が多く発生しているようです。法律で火災警報器の設置が義務づけられていますが、設置状況について伺います。啓蒙啓発、特に老人世帯はどのようにされていますか。

次に、銃猟禁止区域について、平成15年度に利根川河川敷板井から小泉間が設定されました。地元区長、また住民からの陳情が出され、平成18年度に小泉から五料の合流地点付近までが設定されておりますが、烏川流域にはまだ銃猟禁止区域になっていないところが4カ所ほどあると伺っております。その後も銃猟禁止区域について、関係者で話し合われている様子ですが、どうなりましたか。

また、玉村町の猟友クラブの会員は何人で、またどのようなものを狩猟しているのか伺います。

次に、当町は自然災害の少ない地域ですが、近年地球温暖化による気候変動の影響により台風の勢力が増大し、上陸数も増加する可能性が指摘されています。また、集中豪雨、ゲリラ豪雨と称する雨が降り、各地で大きな被害が発生しています。当町は、1級河川利根川と烏川に囲まれ、昭和22年のキャスリン台風で利根川がはんらん、堤防が決壊し、大被害をこうむっております。そこで、災害対策基本法は、第42条で地域防災計画を策定するよう規定しています。町の防災計画及び運用の指針としての計画の理念、目標をお聞きします。あわせて、地域の防災協力はどのようになっているのか伺います。

第2問、CO<sub>2</sub>削減計画・削減目標についてお伺いいたします。国の地球温暖化問題に関する懇談会では、2020年までのCO<sub>2</sub>削減に向けた中期目標について、6月中旬に発表する考えを示しています。我が町では、エコアクション21が始動されていますが、CO<sub>2</sub>削減目標計画をお示ください。

次に、現在は環境のことを考えると、電気は自前でつくって使う時代になっているようでございます。第3保育所の建設に当たり、国が普及に力を入れている太陽光パネルを載せてCO<sub>2</sub>削減をすべきと思います。

次に、玉小の校庭が芝生化されていますが、この実績と効果、評価、維持管理、今後の方針等お聞きいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。14番寺田議員の質問についてお答えいたします。

また、金曜日の日は、本来一般質問の予定でございましたけれども、私のほうで国土交通省のほうに烏・神流の陳情に参りましたので、延期をさせていただきまして大変ありがとうございました。高崎市の副市長の座間さんと陳情に行つてまいりまして、玉村町は宇貫地区、そして今度今八幡原地区も終わるのですけれども、堤防のがけの補修ですね、大変すばらしいがけができました。そのお礼もありまして、行ったわけでございますけれども、国土交通省のほうではほかにたくさん、神流川のほうでも無堤地区がありまして、工事をする予定があったのですけれども、玉村町を順位を上げてやっていただいたということで、そのお礼かたがたと、また今後の堤防の補強、そして神流・烏川の安全ということで陳情もありまして、大変意義があったかなと思っておりますので、議会の皆さんには了解していただきましたことを、この場をかりまして御礼申し上げます。

では、寺田議員の質問にお答えいたします。まず初めに、安全安心・防災対策についてでございます。1番の住宅用火災警報器の設置状況と啓蒙活動について申し上げます。まず、今年度の玉村町の火災件数ですが、5月に1件、計1件でございます。伊勢崎佐波管内では35件でございます。これ

は、5月末現在でございます。

4月末の烏川河川の野火火災は、件数計上は児玉都市広域消防本部の管轄となりますが、児玉都市広域消防、伊勢崎市消防本部、玉村町消防署、玉村町消防団のほかに、群馬県防災ヘリによる上空からの消火活動も行われ、火災の怖さを改めて認識したところでございます。

ご質問の火災警報器については、消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務づけられ、条例により、設置及び維持に関する基準が定められており、玉村町では新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から設置の義務化が施行され、これに伴い、町、消防署ではホームページ、広報紙への掲載、チラシの回覧等を行うとともに、消防団、女性防火クラブの協力を得て、安全安心inサマー、またふるさとまつり、防災イベント、産業祭等で、町民に対して住宅用火災警報器設置の普及啓発を実施してきたところでございます。住宅用火災により死に至る原因の7割が逃げおくれということから、早期に火災に気づかせる重要な機能を持つ住宅用火災警報器でありますので、多くの家庭での早期の設置を望むものであります。

さて、設置の状況ですが、設置したことに関し、特に届け出の必要がなく、個々にゆだねられていることから、町内での設置状況の把握は今のところはしておりません。今後の啓蒙活動については、消防団、女性防火クラブにより地域への周知活動等が継続的に実施されますが、特に高齢者独居世帯等からの火災発生を防止し、もしもの火災が発生した場合の逃げおくれを防止するため、区長さん、区役員さんや民生児童委員さんの協力を得て、該当者宅への巡回広報等を実施し、普及に努めていきたいと考えております。

地域コミュニティが希薄となったと言われるこのごろですが、ご近所で顔を合わせることも、防災・防犯に結びつくことと考えられますので、町内への住宅用火災警報器の普及の取り組みに、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、銃猟禁止区域についての質問でございます。銃猟禁止区域の設定について、平成18年度に区域の拡大をして以来どのようになっているか、また玉村町猟友クラブの会員数と、どのようなものを狩猟しているかという質問でございます。銃猟禁止区域につきましては、地元区長さんをはじめ関係団体からの要望を受けまして、禁止区域を広げてきております。平成18年度までには、五料公園建設計画があったことから、計画地域近くまで銃猟禁止地域にすることができました。しかし、ご案内のとおり、利根川と烏川との合流地点から烏川上流地域につきましては、いまだに銃猟禁止区域ではございません。昨年度、町としましても町民の方々の要望を受けて、利根川と烏川合流地点の箇所について設定できるかどうか関係機関と協議を重ねてまいりましたが、玉村町猟友クラブの同意が得られなかったため、実施できませんでした。

その理由としましては、銃猟を行っている会員は厳しい規制や制約等の法律を厳守し、安全に安全を重ねて銃猟を行っている。また、毎年放鳥を行うとともに、有害鳥獣の捕獲につきましても、国、県、市町村に協力を惜しまない等自然を大切に保護し、共存している団体であり、今までも十分銃猟

禁止区域についても譲歩していると、これは猟友会のほうの意見でございます。

なお、玉村町猟友クラブの現在の所属人数は19名でございます。狩猟物としては、キジ、カモ類、キジバト、カラス、タヌキ等であります。

続きまして、3の質問でございます。町の防災計画及び運用指針としての計画の理念、目標と地域の防災協力の体制についてお答えいたします。ご質問のとおり、近年台風被害、集中豪雨被害の増加傾向、さらには各地を襲った地震災害等国内でも天災が各所で相次いで発生して、これらの災害に対する事前の予防策と事後の対処策を整備し、災害に強いまちづくりを行うことが社会全体から強く要請されております。人が住まない場所であれば、単に自然現象とされますが、災害は自然の力と、それを受ける社会環境との関係で発生します。より高度、複雑な社会環境になればなるほど、新しい形の災害が発生します。

ご指摘のとおり、地球温暖化により北極の氷が解け、海水面と海水温度が上昇し、台風の発生場所も北上、さらには勢力を保ち、拡大させながら日本に上陸する可能性があります。当町では1級河川に囲まれ、自然の恵みを楽しむ反面、はんらの危険性が隣り合わせにあることも忘れてはいけません。

カスリン台風後、幸いに同規模以上の降雨がなかっただけで、その後河川等の改修もありましたが、安心な地域とは言い切れません。個人個人が平常時から意識して、地域を知り、備えることが被害を軽減させる最善策と考えられます。自分たちの地域を自分たちで守る精神から、消防団、防火クラブやボランティア団体への入団、入会等、また地域での自主防災組織等も組織された地域、区長、役員、委員、地元議員さん等が率先して地域の活動に取り組まれている地区、個々の家庭で決め事を話し合う等意識が高まっているのは確かでございます。さらには、温暖化の原因を減らすための努力もあわせて行われております。このような防災への関心の高まりを背景に、地域防災計画を策定することで、住民、関連機関、行政が効果的かつ具体的な防災対策を実施し、いつ発生するともしれない災害に対して迅速に対応が行え、人命の確保と被害軽減を図ることが重要であると考えております。

玉村町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、総合的な防災対策の整備及び推進を図ることが定められております。玉村町における風水害、火災、震災、これは合わせて以下は災害と呼ばさせていただきます、対策に関し、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧、災害復興対策を実施することにより、地域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護し、防災の万全を期すことを目的とします。また、国の防災基本計画、群馬県地域防災計画と相互関連性を有し、連携した計画となります。

昨年度には、玉村町洪水ハザードマップの調査、検討を行いました。町内区域の浸水範囲や深さを計算上示した地図であり、今年度に配布を行い、危険の可能性を再認識し、備えにつなげていただくものであります。玉村町地域防災計画は、この地図の作成に伴い、町水防計画等とあわせ、昨年度に

見直しを行い、県知事との協議中であり、より実効性のある部分を危険管理事務分掌として抜粋し、職員に周知して対応を図っております。

次に、地域の防災協力についてでございます。各地区で自主防災組織等が発足、会議の議題に上がる等の動きがございます。また、地区とその区域の事業所間で、協力関係を築いている事例もございます。例えば、飯倉区とにしきの園、川井区と新玉村ゴルフ場、地区からの需要と地域への社会貢献を考える事業所等の間で、今後さらにこのように事業所と地区がお互いに協力関係になっていくことと思われまます。町といたしましても、幾つかの事業所と協定を結んでおりますが、今後もお願いをいたしまして、町との協定締結事業所をふやしたいと考えております。さらに、厳しい時世ではありますが、地域へ貢献したいという事業所の意向にこたえたく、サポート事業所として、消防団員を抱えている事業所、それに飲料水や食糧を供給できる、資器材を貸し出せる、AEDを設置している、緊急時には貸し出せる、避難場所として提供できる事業所等を任意にホームページ等に掲載し、防災にかかわらず協力体制を再認識するとともに、検討していくことも考えております。

環境への配慮、防犯、防災思想の普及が一層図られ、地域での活動が始まっておりますが、安全・安心なまちづくりは、住民、地方公共団体、学校、警察、消防などさまざまな関係機関、団体の連携が大切であると考えております。

最後に、前にも話しましたが、今後も安全・安心なまちづくりのため、施設面のみならず、ソフト面の対策にも力を入れていかなければならないと考えております。地域の連携により、自分たちの地域を自分たちが守る、この思想の普及を図るため、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、CO<sub>2</sub>の削減計画・削減目標についての質問でございます。国の地球温暖化問題に関する懇談会では、2020年までのCO<sub>2</sub>削減に向けた中期目標について、6月中旬に発表する考えを示しています。我が町では、エコアクション21が始動されておりますが、CO<sub>2</sub>削減計画をお示しくださいとの質問についてお答えいたします。

現在、玉村町におけるCO<sub>2</sub>削減計画は、平成19年度に玉村町地球温暖化防止実行計画を策定し、その行動を担保にするために平成20年6月からエコアクション21という手法を用い、CO<sub>2</sub>の削減に取り組んでいるところであります。その温暖化防止実行計画における計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5カ年であり、その期間において、平成2年におけるCO<sub>2</sub>排出量に対し、6%削減としています。温暖化防止実行計画は法定計画であり、一般的に計画期間を5カ年としたものであり、中期目標の概念は示されておりました。しかし、寺田議員さんのご質問のとおり、最近の新聞紙上で中期目標の必要性が提唱されております。玉村町としては、その議論の推移を注視するとともに、国において方針が定まれば、地方自治体の責務として中期目標づくりに取り組む必要があると考えております。

最後になりますが、町事務事業におけるCO<sub>2</sub>削減の実績でございますが、データとして平成19年度及び平成20年度の数値が出ましたので、ここで紹介いたします。平成20年度において1万

4,811トンCO<sub>2</sub>ですね、であり、対前年度比3.1%減という結果になっています。今後も地道な努力を続け、地方自治体の責務であるCO<sub>2</sub>削減に向け取り組んでいきますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、第3保育所建設の件について、今会期中に工事請負契約の締結についての追加議案として上程を予定しておりますので、その際にはよろしくご審議、ご議決をいただけますようお願い申し上げます。

第3保育所に太陽光パネルを載せてCO<sub>2</sub>削減すべきとの質問でございますが、基本設計の段階においては、当初オール電化、太陽光パネルを導入し、発電量3キロワットを検討したところではありますが、公共施設では一般家庭と違い発電した電気は売電できないこと、補助制度がないこと、また規模が小さいため設置経費は割高となってしまう、施設の光熱費といった維持管理の軽減を図っても、投資に合わないため断念をいたしました。ご了解していただきたいと思っております。太陽光発電にかかわるCO<sub>2</sub>削減対策として、高气密、高断熱材や吹きつけ材の導入により、熱効率が上がるよう設計をいたしました。

現在、役場各課でエコアクション2.1に取り組んでおりますが、保育所においてはソフト面での対応策としてグリーンカーテンを設置し、園児たちに目に見える形でのCO<sub>2</sub>削減教育を行うこととしております。既に第1保育所においては、ゼロ歳児ほふく室の南にゴーヤの苗を植えたところであります。今後は全学校、小学校などにも、このグリーンカーテンを積極的に設置していきたいと思っております。

続きまして、玉村小学校の芝生化につきましては、教育長のほうから答弁させていただきます。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君登壇〕

教育長（熊谷誠司君） それでは、玉村小学校の芝生化については、私のほうからお答え申し上げたいと思っております。

玉村小学校の芝生化は、事業内容でありますけれども、芝生の造成面積が710平米、それから築山のタマリユウ、これが87平米、それから芝刈り機2台ということで、玉村小の芝生化の事業を進めております。この事業については、群馬県教育委員会が10年ほど前でしょうか、このころから取り組んでいた事業ですけれども、昨年開催されました全国都市緑化ぐんまフェアを契機とした緑化への取り組みとして、群馬県が新たに補助率を引き上げたことを受けて実施したものでございます。

この事業は、地球温暖化防止という大きな目的がありますけれども、芝生化は校庭を芝生による緑の環境にすることによって、精神的にリラックスできる、寝転んだりして芝生の感触を体感して元気を取り戻すなどの心の教育ができる、校庭からの照り返しの緩和ができる、砂じん飛散防止の効果が期待できるなどの意義があると考えています。

玉村小の子供たちの様子を見ますと、寝転んだり相撲をとったり、寝ながら空に行く雲を眺めたり

する姿が見られますので、豊かな心をはぐくむ場として活用され、子供たちの活動の場としても効果があると考えています。また、地域の子供連れの方々にも開放する交流の場として利用していただいております。なお、現在維持管理については、手がかかる大変なところもありますけれども、低学年児童あるいは栽培委員会の児童、公仕や教員等の学校職員、PTAの協力を得ながら管理をしているところでございます。

今後の方針等ということでございますけれども、玉村小の芝生化のときにほかの学校も芝生化の意向がありましたけれども、場所が適当なところがないというふうなことで難しい状況がありましたので、断念をするということでございます。今後の方針としましては、今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔 14 番 寺田純子君発言 〕

14番（寺田純子君） これより自席より再質問をいたします。質問の順番がちょっと入れかわりますが、ご了承ください。

まず最初に、銃猟禁止区域についてですが、この質問については住民の方から、最近整備されてきれいになった烏川の流域、先ほど町長がおっしゃいましたが、八幡原、宇貫方面の整備が進んでおりまして、私も久しぶりにあそこの辺を行ってみたのですが、大変きれいになっておりました。そういうことから、地域住民の方がそこを散歩するという、そういう状況があったそうです。そのときに、銃を肩にかけた方がいたという、そういうことで、ここは銃が使えるのかと、狩りをしているのだということで大変に驚いたのだそうです。そして、危険でもあり、大変に心配したという、そういったことからご相談されたことで、今回一般質問させていただいたのですが、最近、町長もご答弁いただき、また今お話をさせていただいたとおり、烏川の流域、まして角淵地域はもうとみに開発されてまいりました。そして、住民の方も、要するに混在しているような状況の中で、いつどうなるかわからない。

一番冒頭のあいさつの中にも申しましたが、銃猟が禁止されていないということに大変驚いているわけですが、担当課のほうから資料をいただいて、それで禁止区域になっていないところが4カ所ほどあるということで伺いました。禁止区域にするには、大変いろいろな方の話し合いが持たれ、大変なことなのだということ、今回このこととして調査した結果わかったのですが、そういう中であっても、玉村町はもう20年、30年前の玉村町ではなく、本当に住宅が密集している、そういう地域になってきております。そういう中では、やはり銃猟禁止区域、これをさらに拡大していただくのは大事なことではないかなと思ひまして、質問いたしました。ともかく今、町長からご答弁いただきました。それに関係各位の皆さんと話し合いを、何か20年度の7月ごろまでされていたようですが、そのことについてもう少し詳しくお話しいただければと思うのですが。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 寺田議員の質問に答えさせていただきます。

昨年の5月だったと思うのですが、五料の区長さんをはじめ、各地区の区長さんからの要望ということで、銃猟の禁止区域の拡大を図ってほしいというふうな要望書のほうが出されました。なお、これにつきましては、19年度につきましても出ていたという話でございまして、継続的に出させていただいているということでもあります。議員ご指摘のとおり、烏川と利根川の合流地域、一般的に三本松と言っているような地域だったと思うのですが、そこから上流のところはまだ禁止区域になっておりません。現状としましては、非常にサイクリング道路があので整備されていまして、またゴルフ場も近い関係で、散歩されている方、かなり自転車乗っている方がいらっしゃるということでございます。

この中で、区長さんのほうから出された要望をもとに、猟友会のほうの会長さんと話し合いのほうを進めてまいりました。2回、3回と話し合いをしている中で、やはり今まで禁止区域につきましては、かなり猟友会としましては譲歩してきたつもりであるということでありまして、安全に安全を期していることであり、ぜひ三本松地域以降については、まだ禁止区域にしては困りますというような話を再三にわたって会長さんのほうからされてきました。なお、この猟友会のほうの賛同がなかなか得られないと、県のほうの指定区域につきましても要望につきましてもなかなか難しいということがありますので、そちらのほうと今後も、ぜひそちらの協力をさせていただきたいという方向で話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） その五料地区の三本松地域もさることながら、いただいた資料の中に、角淵のほうの河川敷にもあるかと思うのですが、そこは前に議員のほうから岩倉公園構想というようなことを言われておりますし、また最近水辺の森公園が整備され、それに続く公園構想、岩倉のこの公園構想的な、あの部分が玉村町にもあるわけですから、その角淵地域のまだ禁止されていない地域というのはあるのでしょうか。この資料を見ると、この青い部分がそういうふうに使われているんですね。そのあたりのことを、今回はお尋ねさせていただいております。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 議員ご指摘のとおり、4カ所ほどまだ残っているということでありまして、角淵の一部につきましても禁止区域ではないところもあります。その中で、担当課としましては地域住民からやっぱり危険だということを聞いておりますので、全部を銃の禁止地域にしたいという気持ちは持っておりますが、猟友会のほうの理解を得るには、やはり一步一步進んでいくことが一番早い道ではないかというふうに考えておりますので、まずはその三本松の地域を禁止にしていく

ことを全力を傾けていきまして、それから上流に向けて禁止区域を広げていくということが、ちょっと時間がかかるようですけれども、近い道だというふうに考えております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔 14番 寺田純子君発言 〕

14番（寺田純子君） ともかく住民が安心して安全に、また平和に暮らすことが第一義だと思います。そういうことで、事件事故が発生しないよう最善の注意を払いながら対処していただきたいと思います。この件については、そのくらいで終わります。

次に、災害対策についてお伺いいたします。この件については、町長のほうから大変丁寧にご答弁いただきましたので、私が考えていたほとんどが入っておりました。その中で1点だけお伺いします。被害に対応した適切な対応で臨んでいただいているということは大変感謝いたしております。そして、災害発生時に適切な対応をするには、先ほど町長も言いましたが、ハード面とソフト面にわたる備えが必要であると。ハードの面については、財政上の制約もあり、計画的に着実に整備していただくことが肝要かと思えます。そして、今回はソフト面について、災害に備えた防災体制の整備を先行して進められるわけですので、そここのところを進めていただきたいと思えます。

これは事例なのですが、ちょっと参考に聞いてください。平成17年12月に消防庁の被害時における地方公共団体と事業所間の防災協力研究会が取りまとめた報告によりますと、平成17年4月、兵庫県の尼崎市で起きた列車事故では、近隣のある工場の社長以下従業員が、事故発生直後から業務を一時停止して、その所有する資機材を使って災害者の救出、援助活動に当たったとあります。また、平成7年1月の阪神・淡路大震災では、崩壊した家屋の瓦れきの下から2万5,000人とも3万5,000人とも言われる人が、近隣の商店主や小規模事業者、地域の方によって救出されているそうです。尼崎市列車事故や、阪神・淡路大震災の初動期のというか、最初の救出、救助は、地域の防災力を担う民間企業の協力によって行われていたという報告が出ております。

そこで、玉村町でも災害時における地域防災力の強化は重要な課題であり、消防団や自主防災組織の充実強化に努めていらっしゃると思いますが、今後自然災害や大規模事故への地域の対応力を一層強化するために、地域に立地する民間企業の防災協力活動が必要と思えます。先ほども町長がこの部分についてもご答弁触れておりましたので、そのような方向で行っていただきたいと思えます。

民間企業は、その業務の遂行のために必要な組織と特殊な資機材を所有し、それを使いこなす技術も持っています。また、流通業、小売業においても、流通在庫備蓄を有しております。これら民間企業と防災協力協定を締結することによって、その組織、資機材、技術、物資を活用することができ、この件についてはご所見を今いただいておりますので、そういう方向でぜひ進めていただきたいと思えます。また、災害がいつ起こるかわかりませんので、ゆっくりはしていただけないので、近々に地域のそういった方たちとの協議を始めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に火災警報器の設置についてお伺いいたします。2004年6月の消防法改正を受けて、2006年6月から新築の住宅に火災警報器の設置が義務づけられた。先ほど町長もご答弁いただきました。そして、既存住宅については自治体が条例で義務づけるとあり、先ほど町長が2010年6月1日からその義務づけをすとおっしゃってありました。既存住宅、また民間アパートに至っては、その設置状況がわからない。制度自体、住民に十分理解され、浸透されているのかもわからない。設置費用がかかるため、普及が進んでいないというのが実情だと思います。

町長が啓蒙啓発については、安全安心inサマーとか、消防署または消防団、防火クラブの方たちをお願いして普及活動を行っているとおっしゃっていただきましたが、今後もそういうことで続けていただきたいと思います。高年齢の方からこの件についてもご質問がありました。火事が怖いから火災警報器をつけなければならないけれども、どうしたらいいのかわからないと。また、今詐欺などはやっているの、そういったことも心配だ。安心してつけられるように町でどうかしてくれないかという、そういうご相談でしたが、担当課でこのことについては聞いたところ、個人でつけるものだから、町でどうこう指示はできないと言われました。もっとものことですが、このように思っている高年齢の方はたくさんいらっしゃると思います。町で一括して設置事業ができないのか伺います。

議長（石川眞男君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 重田正典君発言〕

生活環境安全課長（重田正典君） 火災警報器の関係でございますが、高年齢の方のお宅、高年齢ふたり暮らし、ひとり暮らしいらっしゃるけれども、なかなかその世帯がつかめないのが現状でございます。ですから、女性防火クラブは今まで地域で大分火災警報器の普及啓発に当たっているのですけれども、個々の家庭訪問というのはなかなか難しいと。何でそのうちが独居の高年齢のうちであるかという特定ができたのだという問題等もありまして、今後、今年度防火クラブの会長さんと協議いたしまして、民生委員さんたちと協力してやっていけたらというような話になっております。今後の対応になるかと思います。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 閉会中私たちは所管事務調査で、高年齢福祉、介護保険事業の視察に長野県の小諸に行ってきました。今議会冒頭で、委員長からその報告があったと思いますが、保健福祉事業のサービスに、小諸では日常生活用具の支給として火災報知機の給付がありました、項目にですね。先日いただいた冊子、玉村町の第4期玉村町高年齢者保健福祉計画の福祉サービスの中には、このことには触れておりませんでした。いざ火災のとき、高年齢者の命と財産を守るとして火災警報器の給付設置サービスのお考えはありますか、松本さん。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 火災警報器の設置について、特にひとり暮らしの高齢者についてどうかというような考えについては、今のところありませんでした。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔 14番 寺田純子君発言 〕

14番（寺田純子君） それをちょっともう少し延長させて、世帯主が高齢者または障害者、または要介護者の弱者世帯へ火災警報器の設置普及で、今国が経済対策ということで大変大きな補正予算を組んで実施されているようですが、そういった経済的支援と、安心安全の実現をすべきではないのかと私も思いますが、そこら辺のお考え、町長、いかがでしょうか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 現状では、さっき課長が答えたとおり、町として積極的にそれを補助するという計画は持っていません。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔 14番 寺田純子君発言 〕

14番（寺田純子君） 21年度補正予算が5月29日に成立いたしました。その内容は、今日を守りあすをつくる経済対策として、数多くの政策が盛り込まれております。その一つに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これは全国で1兆円ほどですが、各自治体に分配されます。我が町では、1億3,000万円ほど配分されるようでございます。この交付金が使える事業に、今申しました安心安全の実現があり、ここに火災警報器の設置事業も対象になると。そういうふうに説明を受けましたが、この件についてご所見を伺いたいと思います。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言 〕

総務課長（小林秀行君） 例の交付金につきましては、ただいま町の段階で各課から要望を取りまとめたところでございます。これには、今寺田議員が言われたように、安心安全のためのものというものもうたわれていますので、十分協議しまして、そしてまた補正を組むときには、その全容をお示ししたいと、そういうふうに考えております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔 14番 寺田純子君発言 〕

14番（寺田純子君） この事業は、先ほどもお話しいたしました、火災警報器の設置普及のみならず、内需拡大、地域経済活性化につながり、経済危機対策となるわけです。平成23年までの期限立法ですので、速やかに計画立案し、火災警報器の普及を図っていただきたいと思います。

次に、CO<sub>2</sub>削減目標についてですが、6月は環境月間とも言われております。そして、今CO<sub>2</sub>削減作業部会というのがドイツ・ボンで開かれております。2013年以降のCO<sub>2</sub>削減目標について

数値が出ていないということで、これについて議論がされているのですが、まず先進国から削減すべきだという声が大変あるそうです。我が国は、環境先進国として世界をリードする目標を出すことが期待されているのではないのかなと思います。また、この目標が出次第、町も国に準じて目標を設定し、実施していくという、そういう町長のご答弁でしたので、どうぞ前向きによりしくお願いいたします。

最近開発されたエコ商品の中にLEDという電灯がありますが、これは必要なとき、必要なところに、必要なだけ明かりを提供する。従来の電灯と比べると、消費電力の削減、従来品は200ワット、100ワットとか、そういったものですが、LEDは28ワット。ですから、当然電気料の削減になり、CO<sub>2</sub>の削減、寿命が長く、メンテナンスも削減できるということです。そして、大変明るい、大変すぐれものだそうです。この明かりに対する私の概念も、この話を聞いて変わりましたが、この導入、CO<sub>2</sub>削減目標に向かっての導入についてのお考えをお伺いいたします。

議長（石川眞男君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 重田正典君発言〕

生活環境安全課長（重田正典君） うちの課で防犯灯の設置について担当しておりますが、現在玉村町の防犯灯ではLEDを使ったものはありません。ただ、役場の駐車場に町の企業がデモで1台、1基つけております。それを見ると、かなり明るい感じがして、非常にいいのではないかと考えます。ただ、導入費が相当従来品よりも高いということで、今後検討が必要かと思えます。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 設備費用が高いとのことですが、何より環境に優しい、長い目で見れば大きな利益につながるのではないかと思います。また、今年度の補正で、日本版グリーン・ニューディール政策として予算がつき、地域のCO<sub>2</sub>削減政策に交付されるそうです。それを活用してCO<sub>2</sub>削減と財政節減、地域活性化、経済活性化を図るべきだと思います。ご検討よろしくお伺いいたします。それについてあれでしょうか、町長に一言ご答弁いただきたいと思えます。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） LEDは大変明るい光を発するので、今の役場の中も保健センターの廊下のところにLEDがついていまして、私もあそこは電気がついているのを余り感じなかったのですけれども、この間昼間、日中12時過ぎに通りましたら大変明るいので、職員に、ここは人がいないときはこの電気は消したほうがいいのではないかと注意をしたら、いや、それは今LEDが入っているので試験的に明るくしているのですよということをおっしゃられたのですけれども、本当に明るいんですね。ですから、設置費用というものがありますので、その辺をクリアできれば、今後28ワットということでそれだけの効果があるわけですから、十分に活用していく価値があるのではないかなと考えてお

ります。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔 14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） しっかりご検討いただきたいと思います。これからの公共施設は、すべて環境を考慮したものであるべきだと思います。太陽光発電は、その最たるものだと思います。国の交付金制度を使い、町自らCO<sub>2</sub>削減の普及啓発をすべきと思いますが、保育所の太陽光パネルの設置については、先ほど町長からご答弁をいただき、国の補助が受けられないと。また、その設備に対する効果がどうなのかとか、またオール電化を一応検討してみたけれども、そういうことで断念したということですが、経費的なことを考えればそうかもしれませんが、これからは環境にいい、考慮したものを使うべきということの観点から言えば、新設のそういった公共施設には、すべて太陽光発電を乗せるべきではないのかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） この太陽光発電については、経費ということもあるのでありますが、1つは環境教育ということで、子供たちに今後の環境教育の実践としてやっていきたいというのが私の考えでございます。小学校、中学校、玉中は入れたのですが、そういう形で新設ないし入れられるものについては、今後入れていきたいなと思っています。

ただ、第3保育所については、いろいろな原因がありまして、1つは経費の問題がありまして、大変設計費が上がってきました。上がってきたので、こういう時世でございますから、余り経費をかけるわけにいかないということで落とさせましたので、その落とさせた中の一環として太陽光の、保育所の子供たちに環境教育というのが余り効果がないのではないかなというのもありましたので、今回は断念をしましたが、今後子供たちの教育に使うということもありますし、環境に配慮することもありますので、これは積極的にやっていく予定でございますので、ご理解していただきたいと思います。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔 14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 最後になりましたが、学校校庭の芝生化について教育長のほうからご答弁いただきましたが、なかなか進んでいないようですね。経費等維持管理が大変だということの中から進んでいないのかなと思うのですが、最近この芝生化については、効果というか教育的な概念というか、そういったものも上がっているということですので、私とすればぜひこれを普及させていただきたいと思うのですが、鳥取方式と言われる芝があるそうですが、これについて、ちょっと時間がないのではよってしまったので申しわけありません。ちょっとできるところまでやっていきたいと思えます。

コストとか維持管理の問題を解消する芝生化の手法が注目されております。これが鳥取方式と言われるものです。苗代の材料費が安く、特別な土壌改良も必要ないため、低コストで施行が可能なのだそうです。維持管理も簡単で、維持費が低いポット苗移植法なのだそうです。これについては、学校関係いかがでしょうか。鳥取方式という芝生化についてお伺いいたします。

議長（石川眞男君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長（川端洋一君） 鳥取方式の芝生化ということですが、ちょっとその辺については承知しておりませんでしたので。

〔「じゃ、いいです」の声あり〕

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 校庭の芝生化については、教育上の効果とか環境保全の効果とか、地域のスポーツ活動の活性化の効果とか、そういったものが実際に上がっております。また、教育関係でもこういったものを重視しているようです。先ほど言った鳥取方式ですが、これは大変コストが軽費で済むということで、今全国的にこの芝生化について推進がされているようでございます。また、国のほうとしても整備推進を図っているわけですから、玉村町としても鳥取方式を取り入れながら、校庭の芝生化をぜひしていただきたいと思います。

若干その鳥取方式についてお話しさせていただきます。NPO法人グリーンスポーツ鳥取が提唱したもので、普及に取り組んでいるのだそうです。芝生の成長が早く、丈夫なティフトンという品種を使用し、ポットで植えた苗を50センチ間隔で1平方メートル当たり4株ですか、植えると、瞬く間に芝生になるのだそうです。これについては、後でゆっくりと担当課に行ってお話をさせていただきますが、今後やはり校庭の芝生化というのは大変いいことであります。環境面にも、また教育面にも実績が上がっているということですので、ぜひ玉村小学校の710平方のあの狭いところの芝生だけではなく、校庭全体にグリーンの芝生が映えるような、そういう中で子供に教育環境を与えたいと思いますので、その件についてはまたゆっくりとお話伺いますので、ご検討いただければと思うのですが、教育長いかがですか。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君発言〕

教育長（熊谷誠司君） 実は、校庭の芝生化なのですけれども、子供たちの環境を緑にすることが、大変心の教育で大事だと思うのです。ですから、そういうふうにしていきたいわけなのですけれども、何せ芝生そのものが管理が大変であるということもありますし、それから子供たちが大変遊びますので、消耗が激しいのですよね。ですから、その養生なんかも大変なところがありまして、校庭全体にしますと、その養生の期間というのもちょっと必要でありますから、校庭全体というのはちょ

っと難しいのかなと。ですから、できれば校舎の前のあいている部分を芝生化して、そういう校舎からすぐ出られて遊べるような環境であるとか、照り返しを防ぐとか、そういうふうなことができればいいかなというふうには思っていますけれども。

---

議長（石川眞男君） 休憩します。10時15分再開。

午前10時2分休憩

---

午前10時15分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

---

議長（石川眞男君） 次に、10番川端宏和議員の発言を許します。

〔10番 川端宏和君登壇〕

10番（川端宏和君） 議席番号10番川端宏和でございます。議長の許しを得ておりますので、通告書に沿って質問させていただきます。傍聴者の皆様におきましては、忙しいところ大変ありがとうございます。大変感謝しております。

では、1つ目の質問でございますが、中学校の修学旅行中止についてであります。新型インフルエンザ流行のための今回の中止ではあります。町では8月に予定していた米国のエレンズバーグ市への中学生海外派遣事業の中止、また中学3年生の修学旅行中止と相次いで中止を決めました。子供たちの生命を守るための措置としてはいたし方ないかなとはいえ、子供たちの楽しみを消してしまったことはかわいそうなことと思います。伊勢崎市教育委員会では、延期していた中学校の修学旅行について、9月から11月に実施と発表をいたしました。よそは行けるのに、なぜうちには行けないのと素朴な疑問を投げかけられました。延期ではなく中止とした以上、修学旅行にかわる子供たちの思い出づくりは考えておられるのかお聞きいたします。

次に、配食サービスについてであります。玉村町ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業の現状と今後のあり方について伺います。

最後に、玉村町地内における情報の手だてについて伺い、1回目の質問といたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 10番川端宏和議員の質問にお答えいたします。

まず最初の質問の中学校の修学旅行の中止についてでございます。これについては、教育長のほうからお答えいたします。

続きまして、当町における配食サービスの現状についてお答えいたします。現在町では、75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、玉村町社会福祉協議会に委託し、週に1回、基本的には毎週火

曜日の昼食として、ボランティアの皆さんの協力で実施しているところであります。平成20年度の実施状況といたしましては、約50名でございます。延べ2,335食を提供してまいりました。

続きまして、情報の伝達手段についての質問にお答えいたします。情報伝達的手段につきましては、町ホームページ、FMななみ等となりますが、川端議員質問の停電については、現在町へは東京電力からの状況説明等の連絡はありませんので、町では細かい状況はわからないのが現状であります。これは一部の話なのですけれども、これはカラスの巣が原因で停電になったということらしいです。直接の原因はわかりませんので、東京電力へ問い合わせしていただく以外方法がない状況でございます。

広く情報伝達の手だてということになりますと、先日の浅見議員さんの質問にも関係してくると思いますが、浅見議員さんにお答えしたとおり、費用対効果を考えながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君登壇〕

教育長（熊谷誠司君） それでは、中学校の修学旅行の中止についてということでございますが、中学校の修学旅行の中止を受け、それにかわる思い出づくりの計画の考えはあるかとのこと質問にお答えいたします。

教育委員会では、臨時校園長会での協議を経て、関西方面への修学旅行の中止を中学校に要請しました。延期でなく中止にした経緯等については、先日の臨時議会開会前に説明をしたとおりでございます。そのときにお話ししましたけれども、もう一度申し上げますと、教育委員会は年度当初から両中学校で計画されていた関西方面への修学旅行の中止を要請したものでありまして、中学3年生のすべての旅行的・宿泊的行事を中止要請したものではありません。中止ということが大きく前面に出てきましたので、誤解が若干あったのだというふうに思いますし、教育委員会としましても説明が足らなかったという点があったと反省をしておりますけれども、そういう状況でございます。

修学旅行などの学校行事は、学習指導要領に示された目標や内容を踏まえ、各学校は教育目標の達成に向け、創意工夫して教育課程に位置づけるものとされています。つまり、学校が実施の有無を決定するというところでございます。両中学校では、関西方面の修学旅行について、子供たちのよりよい人間関係の形成や学級や学年への所属感や連帯感を一層深めること、さらに公共の精神を養うこと、そして何よりも子供たちの思い出づくりなどのねらいを、旅行的・宿泊的行事の実施によって達成したいとして、既に実施に向けた取り組みを始めています。教育委員会としましては、このような学校の努力と工夫を最大限に尊重し、学校を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） 2回目は自席にて質問させていただきます。

教育長の説明によりますと、各学校単位で実施に向けて進めていると。それでよろしいのですか。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君発言〕

教育長（熊谷誠司君） そのとおりでございます。なぜ中止にしたかということなのですが、群馬県の未実施の学校はすべて延期なのですよね。延期ということは、関西方面への旅行が目的であって、そこから場所を変えないということだと思っております。ただ実施の時期を変えるということ。しかしながら、子どもは秋の修学旅行期、あるいは行楽シーズンを見て業者に聞きましたら、ほとんどもう宿泊場所は高校生の修学旅行で手いっぱい、とるのは難しいということでございます。しかしながら、中学3年生の旅行でありますので、9月以降の受験期に備えた体制づくりというのは大変大事でありますので、そういう10月以降の実施は避けたいと、これが大きなねらいでありますので、できれば中止というふうな言い方をしましたので、大変誤解も招いたという話をしているわけですが、先ほど言いましたようにすべての旅行的・宿泊的行事を中学3年生中止ということではありませんから、その範囲の中で実施をするということで、両中学校は8月下旬から9月の第1週の中で実施をするということで、今計画を進めております。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） 言われることはあれなのですが、前回の教育長の説明の範囲で私は今回質問させていただきました。要は、延期ではなく中止という説明は確かにあったと思うのです。延期でしておくと、子供たちが期待をして、その後また行けないと、心のあれがなお広がるだろうということの説明を受けたと思います。私は中止より延期にしておいて、そのときの流れにおいて、また行けなくなった、これはやむを得ないだろうと、そのように感じて今回質問させていただいたわけですが、各中学校の努力において、子供たちの夢を奪わないようなことを今後進めていってほしいと、そのように願うところであります。この件に関しては、もっと教育長のほうをいっぱいちょっとつつかなくてはと、きょうは気合い入れてきたのですが、そういうことですので、もうこれ以上は言うことできませんので、次の質問に移らせていただきます。

この配食サービスなのですが、玉村町では玉村町ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業ということなのですが、私の意図しているところは、私の身近なところに2人の孤独死、1人の男性が亡くなってから1週間も2週間もそのまま放置という形を、私の知り合いの中でいました。それを見たときに、この配食サービスが100%すべてとは言いませんが、男というのはだらしのないもので、女性に先に行かれてしまうと、どうしても何もできない。ここにおられる方もそういう経験をしているとは思いますが、何せ男ってだらしのないもので、1人でいると孤独ばかり先に出て何もできないと。そういうときに、この配食サービス、桐生市あたりでは玉村町よりかなり充実した事業を行って

いる。これは追ってまた説明はいたしますけれども、玉村町の事業実施要綱というのがありまして、これには第1条、目的として、「この事業は、支援を必要とするひとり暮らし高齢者等に対して定期的に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、高齢者が健康維持、疾病予防、配食時における安否の確認及び孤独感の解消を図ることを目的とする」、こういう目的があるわけですね。要は、玉村町におきましては75歳以上のひとり暮らしの配食サービス等をボランティアによって行われているとあるのですが、この目的を果たして達成しているのだろうか、そのようなことを感じまして今回質問させていただきましたが、どうでしょう。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 目的は十分達成されていると思います。まず、ボランティアさんなのですけれども、毎回毎回10名から給食をつくる担当、それからそれをつくったのを配る担当、そのサービスステーションからまた給食サービスを利用者に届ける担当、そんな連携のもとにやっております、週一遍行っているのですけれども、これはただ置いてくるだけではなくて、行って何かしらの相手の傾聴というか、いろいろな悩み等を聞いてくる。その聞いてきたことに対しては、社会福祉協議会の事務局のほうに事細かに届ける方もいます。それから、忙しいから、たまにはろくに余り話を聞かずに置いてくることもあると思うのですけれども、十分そのボランティアの目的に対することについては果たしているというふうに思っております。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） 先ほども言ったのですが、ある市では配食サービスを通じて話し相手になったり、健康状態などを確認して関係機関の連絡と、高齢者が住みなれたところで、できるだけ長く元気で暮らせる手助け、私はこれが目的だと思っています。構成も、資格を持った人を集めてNPO法人化して事業を依頼して行っていると。私はそういう形のきちとした事業として、今後進めてもらいたい。これから団塊世代が数多く出てきまして、そういう資格を持った人、そのような人がかなりまた玉村町においてもおられると。そういう人を利用した中での、きちとした事業を展開してほしいと思いますが、そういう構成なり、そういう事業計画は持てるでしょうか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 事業の体制でございますけれども、NPO法人等を立ち上げてやっていくような方法もあろうかと思っておりますけれども、今現在の社会福祉協議会での給食サービスの事業につきましては、ボランティアの育成ということもありまして、これらボランティアの方の育成を通じながら、地域のお年寄りをよく知っているボランティアさんに活動していただくと、この辺のところ非常に連携のとれたいい方策でやっていっているかなと思っております。NPOもさること

ながら、今の体制でも十分やっていけるようなふうに考えております。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔 10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） 1つの手だてですので、そういうきちとしたあれも、玉村町は今後高齢化社会に入り、ひとり暮らしがふえる、そのような予測の上において今回は質問させていただきましたので、ひとつ考えていただきたい、そのように思います。

次に、情報の伝達についてなのですが、先ほど町長のお答えにもありましたが、停電のどうのこうの、私停電の理由を今回聞いたのではないのです。要は、今回上新田、下新田地区で一部で停電があったと。約1時間10分ぐらいの停電だったかな。雷でもそんなに停電したことないのですが、10分たち、30分たち、だんだん今度は不安感が増してくるのですね。そのときに、玉村町においては何の情報も、この停電がどうのこうのではないのです。その情報のあり方が何も入ってこない。今後、事が起きたときに何も入らない町では、不安感ばかり増すと。そのときに町としては情報の手段として、浅見議員また茂木議員の説明もありましたけれども、結局コストを考えるだとか、費用対効果を考えるだとか、財政の情勢を考えながらやっていくとか、そういう答弁だったと思うのです。それなら、今きょう、今何かあったときに、ではどうするのだと。そのことを少し考えていただきたい。

情報に関しては、今FMななみでもやっているのですが、緊急なことのあれというのはほとんどない、そのように思うのですが、その辺に関して課長、どう思っているでしょうか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 現在ななみのほうには、定期的な行政情報と、それから緊急情報ということをお願いしております。情報の伝達手段としては、現在のところななみ、それから現在玉村町の小学校、中学校で行われております緊急通報ですか、メールサービスというのですか、3段階で情報が確実に保護者のところに届くと、そういうシステムを持っております。これの一般化というのですか、一般化が、川端議員が言われる情報の通報システムというのですか、そういうものになると思います。

今後町といたしましても、何かあった場合に何の情報もないということでは困りますので、なるべくそういうものを伝えていくようなものにしていかなければいけないのではないかと思います。ただし、やっぱりそのためにはそういう体制を整えることが必要になると思います。情報の収集をする場所、それからその情報を、どんな情報を流すか意思決定する場所、そういうものも必要ですし、あるいはそれを受ける受信装置というのですか、携帯電話とかラジオとか、そういったものが考えられると思いますが、そういうものを用意してからでないで、確実な情報提供というのはできないのではないかと、そういうふうに考えております。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔 10番 川端宏和君発言 〕

10番(川端宏和君) 玉村町におきましては、過去有線放送、そしてまたオフトークと、何かしら伝達方法があったわけです。学校の行事等中止になりましたとか、そういうのもすべて流れてきたと。実際本当に考えてみると何も無いのです、今の状態。今後設計どうのこうのあるわけですが、実際この情報化社会において、浅見議員の言われたメールですか、そういう部分でできるのであれば、とりあえずは先に進めてほしいと、私はそう考えるわけですが、何せ玉村町においては情報が入ってこない。1時間10分不安な思いをする、これは決してよくないと。そのように思うわけですが、ほっとメールを浅見議員が提唱したわけですが、私はそれがすべてとは言いませんけれども、身近なところでできることをやると。そういう形にしたいと考えておりますが、どうでしょう。

議長(石川眞男君) 総務課長。

〔 総務課長 小林秀行君発言 〕

総務課長(小林秀行君) ほっとメールにつきましては、高崎市が1万4,000世帯でしたっけ、ということで、数字的に見ると現在は37万ぐらいの人口だと思うのですが、それに対して1万4,000ということは、かなりパーセンテージが3%か4%ぐらいではないかと、そういうことだと思います。そうしますと、情報を幾ら送っても3%、4%にしか届かないということになりますので、できれば全世帯に連絡が、情報が提供できるようなシステムを目指してやっていくようなことを考えていきたいと、そういうふうに思います。

議長(石川眞男君) 川端宏和議員。

〔 10番 川端宏和君発言 〕

10番(川端宏和君) 高崎市の37万の中の3%、それと玉村町を比べても、何のあれにはならないと思うのですね、理由には、玉村町は今3万7,000何がしという人口において、要は利用率どうのこうのではないのです。とりあえずあれば情報が受けられるわけですから。とりあえず浅見議員への答えでは、費用対効果を考え、今後検討、こういうことは多分もうないだろうと。検討しますと、その後は何もできないだろうと、それでは不安感を取り除けないのです。まず、先ほど言ったのではないですが、できることからまずしてもらいたいと。そのように思いますが、しつこいようですが、もう一度お願いします。

議長(石川眞男君) 総務課長。

〔 総務課長 小林秀行君発言 〕

総務課長(小林秀行君) できることからということでございますので、玉村町には幸いにしてラヂオなみというのがございまして、これは玉村町内と前橋市、伊勢崎市あたりですか、ここには入ると思うのです。こういうものが利用できれば、非常に玉村町民にとっては有利な手段ではないかと、そういうふうに考えておりますので、一番身近な可能性があるというのですか、そういうことに関しては十分に考えていきたいと、そういうふうに思います。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔 10 番 川端宏和君発言 〕

10番（川端宏和君） このFMなみななのですが、自宅の中にいると余りとれないのですね、電波が。うちだけかもしれないのですけれども。とりあえず情報手段としては、当然FMなみなも利用して役立てていただければ、町から予算も出ていることですから、有意義な利用方法をとってほしい、そのように思いますが。

あと、茂木議員の質問にもありました、同報系の無線システムですか、その辺というのは、大体町の財政状況を見ながらということなのですが、大体目標としてどの辺を考えておられるかお願いいたします。

議長（石川眞男君） 生活環境安全課長。

〔 生活環境安全課長 重田正典君発言 〕

生活環境安全課長（重田正典君） 今年度、要するに防災行政無線につきましては、整備についての町の方針を検討します。今年度検討方向が決まった段階で実施計画を出します。ですから、早ければ来年着工になるし、町の財政的なものがあれば1年おくれになると、そのくらいの感覚だと思います。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔 10 番 川端宏和君発言 〕

10番（川端宏和君） とりあえずは、一、二年先にはどうかそういう方向で持っていきたいと、そういうことでよろしいですね。ぜひこの情報のない玉村町に光を当てて、何せ私みたいに気の弱いのは1時間も真っ暗やみの中になると、もう不安感目いっぱい、もう動きがとれないと。次のアクションが起こせないのですね。どうなるのだ、どうなるのだと。こういうことをぜひ消し取るためにも行政の力が必要なわけですから、よろしく願いしまして、私の一般質問は終わりとさせていただきます。

---

議長（石川眞男君） 次に、13番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔 13 番 宇津木治宣君登壇 〕

13番（宇津木治宣君） 大勢の傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。13番宇津木治宣です。通告に従って4点について質問をさせていただきます。

1つは当町における不況対策、2つ目には小中学校の耐震補強について、3つ目には学校での新型インフルエンザ対策について、4番目に森下団地の側にある利根川沿いの遊歩道の整備について質問をいたします。

アメリカ発の世界経済危機のもとで日本経済の深刻な悪化が引き起こされ、国民の暮らしは重大な打撃をこうむっています。日本の経済危機は、構造改革路線によって貧困と格差が拡大する中、社会

のあらゆる分野でゆがみが深刻になっているところに世界からの大津波が襲いかかっているだけに、打撃も不安もかつてなく大きなものがあります。日本経済のあり方の抜本的な転換の必要性が迫られているのではないのでしょうか。雇用情勢の悪化は派遣切りにとどまらず、正規社員にまで及んでいる。そしてまた、中小企業はその経営に、資金繰りにあえいでいる、追われている、これが現状ではないのでしょうか。効率優先の弱肉強食社会の出現が、生きていくこともままならない人たちを生み出している現状ではないかと思います。

安心して暮らしていける、安心して働くことができる、結婚することができる、安心して子育てができる、病気になったら医者にかかれる、安心して老後を送れる、だれでも当たり前の願いが失われてきつつあるような気がしてなりません。今こそ地方自治体は、住民福祉の増進をする本来の立場に立って、町民の皆さんの暮らしや雇用、営業を守るきめ細かな施策を展開すべきではないのでしょうか。そこで、不況対策について、以下の点について質問をいたします。

町は不況対策室を緊急に立ち上げ、さまざまな施策を行ってきました。その取り組み状況と成果を示していただきたいと思います。

2つ目に、町内企業の仕事を確保する地域密着型、これは道路改良工事とか下水道の普及とか、緊急な仕事をどんどん出して仕事を確保すると、そういう状況をつくり出していく必要があるかと思えます。

また、町内経営サポート資金など資金繰り対策を講じているわけですが、万全な対応になっているのかお尋ねいたします。

4番目に、雇用情勢の悪化は派遣切りにとどまらず、正規社員にまで及んでいます。特に若い人たちにも、この深刻な状況が伝わっていますが、町としての対応策についてお伺いいたします。

また、住宅に困っている世帯、町営住宅のあっせんや民間住宅の家賃補助など検討する考えはないかお尋ねをいたします。

また、失業などで困っている世帯に保育料の減免、そういう措置はできないのかお尋ねをいたします。

また、失業などで困っている世帯に教材費や給食費など補助する。また、就学援助金などの活用状況についてお尋ねをいたします。

また、景気悪化で国保税を払えない世帯、資格証の世帯が当町では192世帯あります。インフルエンザにかかったら、資格証で医療費がないから医者に行けないと、こういう全国的な中で政府は、そういう方も積極的に診療するようになっていく通達も出たようではありますが、払えない世帯には何とか短期保険証を出すべきではないかと思えます。

また、子どもが町内を歩いていますと、生活が大変だと。生活保護を受けられないか、こんな話も多く聞かれる状況であります。関係機関と連携をして、セーフティネットを十分つくっていただきたいと思えます。

また、さきに子供たちの保険証について質問いたしました。資格証世帯の子供たちがいるわけですが、この子供たちに保険証は出せないかという質問を行いました。国ではその制度ができたようですが、当町についての現状をまずお伺いいたします。

2番目に、上陽小学校や玉小体育館の耐震補強についてお尋ねいたします。耐震化が必要な施設は、玉村中、上陽小校舎及び体育館と、玉村小の体育館であります。これらの建物の耐震化を計画的に進めている段階だと思います。上陽小学校の耐震化は、国の動きに同調し、その前倒しを図れるものと聞いています。それぞれどのような進捗状況になっているのかお尋ねをいたします。

3つ目に、学校での新型インフルエンザ対策についてお尋ねをいたします。先ほど川端議員への答弁の中でも修学旅行の中止、これは中止でなくて形を変えて実施するという事に答弁がなりました。具体的にどんな形で変更されるのか、その先をお聞きしたいと思います。

また、非常に感染力が強いということで、特に接触が深い小中学校、幼稚園も含めてですが、保育所もそうですが、一層の衛生管理が求められると思うのです。これらの対応策についてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

4点目に、議員の皆さんのところにも写真をお配りしましたが、森下団地の奥に、利根川の堤防のところに遊歩道ができました。ここは、あの団地の中に室井さんという方が7年ほど前から、本当にボランティアで少しずつ整備をし、花を植えてきたと。ゴールデンウイークのちょっと前に行きましたら、ジャーマンアイリスや菜の花が満開で、おお、これは玉村町にこんないいところがあったのかと感動したわけでありまして。お聞きしますと、本当に1人というか、ご主人との協力を得ながらコツコツと、従前はビニールが捨てられていたり、つる性の植物が覆っていて、本当に足が踏み入れられない状況だったそうです。住民参加といいますけれども、住民の皆さんの本当の手でこういった環境美化がなされているということで、行政としても早急に援助を差し伸べるべきではないかということが考えられます。

以上の4点について、まず質問をいたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 13番宇津木治宣議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、経済不況から町民を守るきめ細かい施策についてということでございます。不況対策室の取り組み状況と成果についてお答えいたします。茂木議員の一般質問で答弁させていただきましたが、事業者対策として行っている経営サポート資金の保証料の補助ですが、20年度の実績が79件、2,115万5,000円となりました。また、失業者対策として行っている相談窓口ですが、これまでの実績としまして延べ23人から相談を受け、その内容としましては、雇用に関するもの18件、住宅に関するもの4件、生活資金に関するもの7件、納税に関する内容が5件、その他多重債務、倒産による未払い、雇用保険についての相談がありました。その結果、5月末現在で、臨時職員が3名

雇用され、3戸用意した町営住宅も1戸が埋まっている状況であります。

次に、町内企業の仕事を確保する地域密着型事業の推進をということでございます。国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金に基づく事業のほか、町としても区からの要望などに対応した小規模な工事などで、先送りをした事業があれば、できる限り前倒しをして発注し、町内事業者の受注機会をふやしていきたいと考えております。

次に、経営サポート資金などで資金繰り対策であります。今後も引き続き、今年度の12月31日までの経営サポート資金の保証料補助を行ってまいります。また、小口資金についても3月末現在、町の融資限度額に対する融資の利用率は34.2%という、これはとても低い状況でございます。枠が65%残っており、今後も商工会等と検討を重ねながら、この利用促進に努めてまいります。

雇用確保につきましては、現在行っている企業誘致等の施策を引き続き推進し、優良企業を誘致することで、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることや、群馬県若者就職支援センターやハローワークとの連携、PR等を通じて就職支援を進めてまいります。

経済不況に対する緊急的な住宅対策としては、雇用先からの解雇等により、現に入居している住居から退去を余儀なくされ、住居を喪失した求職中の人の一時的な住居として、取り壊し予定であった町営福島団地の3戸について、町営住宅の一時使用を認めており、現在1戸に1名が入居しております。入居対象者は、玉村町内に平成20年12月1日以前より居住している人で、雇用先からの解雇等により、現に入居している住居から退去を余儀なくされ、住居を喪失した求職中の人とその同居親族であり、町営住宅に本来入居する際に必要な敷金や連帯保証人は不要としております。また、町営住宅本来の入居基準に適合すれば、一時使用をしながらの入居申し込みも可能となっております。

次に、民間の貸し家に住んでいる方への家賃補助に関してですが、群馬県建築住宅課に確認したところ、県が把握している限りでは、経済不況に対する緊急的な住宅対策として、民間の貸し家に住んでいる方に対し、家賃補助を実施している県内の自治体はないとのことでございます。他市町村の動向を見ながら、町としても今後検討していきたいと思っております。

次に、失業などで困っている子育て世帯に保育料の減免施策をとの質問にお答えいたします。現在、保育料の減免制度については、玉村町保育所保育料徴収条例第4条において、「次の場合には、保育料の全部又は一部を減免することができる」としております。第1号では、生活保護法による被保護者、第2号では、町長が減免を必要と認めた者と定められております。この規定第2号、町長が減免を必要と認めた者により減免と認定された事例としましては、一家の大黒柱が交通事故による頭部打撲、職場復帰に長期間を要した際に減免とした事例があります。収入が長期間途絶えた場合には、減免を必要と認めたものであります。

国は、当面3カ年の不況を打破するために各種の景気回復策を打ち出し、また21年度補正予算においても新たな不況対策を盛り込み、早期脱却を図っております。玉村町においては、さきのふるさと雇用再生特別交付金事業、あるいは緊急雇用創出、そして今回の地域活性化・経済危機対策臨時交

付金事業を活用した玉村町独自の不況・雇用対策を行っているところでありますが、これら国の厚い費用負担を活用することにより、新たな町単費の不況対策事業を行う財政的な余裕があるかどうか精査したいと考えております。

次に、失業で子育て世帯、学費、教材費、給食費等の大変緊急している中で、この補助についてでございます。学校教育法第19条で、「経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とあります。また、同法第49条では準用規定を定めております。これらの法律に基づいて、町が玉村町就学援助費支給要綱を定めて就学援助費を支給しております。

ご質問では、失業などで困っている子育て世帯に就学援助金の活用ということですが、玉村町就学援助費支給要綱の第2条第1項第3号のアに、「保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者」ということをうたっており、これらの方は要保護者に準ずる準要保護者として就学援助費支給対象者に位置づけています。今後、さらに失業などで困っている世帯にこの制度の周知が行き届くよう、町広報紙、ホームページに掲載するとともに、各学校及び民生委員に協力をいただく中で推進していきたいと思っております。

次に、景気悪化で国保税を払えない世帯に減免制度や短期保険証を、についての質問についてお答えいたします。不況による収入減も減免の対象になるような制度の拡充につきましては、国保事業に大きな影響を与えることから、現在玉村町では国保税の期限内納入が難しい世帯には随時相談窓口を設け、滞納者の実情に合ったご相談をさせていただいております。そして、短期保険証という有効期限を短く設定した保険証を交付しております。この施策により、滞納者に納税を促す機会を多く設けられることになり、短期保険証の交付も確実に行うことができっております。

次に、この経済不況の中で町民を守るきめ細かな施策、生活困窮者がセーフティネットである生活保護が速やかに受けられるよう関係機関と連携をいかがかの質問についてお答えいたします。生活保護は、日本国憲法第25条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」の理念に基づき、国が最低限度の生活を保障する大事なセーフティネットであります。昨今の未曾有の経済不況によって職を失った多くの人々が、職を求めてハローワークに行列をつくっている光景がテレビで報じられていますが、生活保護制度は仕事がないからとか、単に生活に困窮している人々に対して最低限度の生活を保障するというだけでなく、積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としており、その自立の助長は最低限度の保障とともに、この制度を貫く大原則となっております。

生活保護を担当する第一線の行政機関として福祉事務所が設置されており、個々の被保護世帯を地区別に担当しているケース・ワーカーと呼ばれる職員が業務を担当しております。保護の申請については、先般北九州市において発生した孤独死事例に見られるように、行政の問題点が浮き彫りになっ

たことから、これらの問題を是正するために、1つ、ライフラインが停止している生活困窮者の把握及び生活保護の相談への誘導、2つ目は、民生委員等による、地域における生活困窮者等の見守りのあり方、3番目は、玉村町社会福祉協議会との連携の強化を行い、真に窮迫する人を漏れなく救済できる連携体制を強化していきたいと考えております。

次に、資格証世帯の子供の保険証についてでございます。4月1日には対象者の手元に届くよう、3月30日に短期保険証を送付いたしました。4月1日現在では20世帯が該当し、27人が対象でございます。内訳は、未就学児童3人、小学生14人、中学生10人でございます。

続きまして、上陽小、玉小体育館の耐震補強と学校に対するインフルエンザ対策については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

森下団地の利根川沿いにある遊歩道の整備についてでございます。ご質問にありました場所を先日確認をさせていただきました。散歩道のわきに、地域の方々の努力でいろいろな種類の草花が植えられており、きれいな花をたくさん咲かせておりました。ただ、場所としますと、散歩道として利用されている場所は護岸ブロックの上であり、整備という点から考えると、護岸本来の目的からすると難しいと考えられます。ただ、地域の方々の努力でつくられている場所ですので、地域の方々の努力を無駄にしないように、青少年広場の活用方法も含めて地域の方々のご意見を伺い、協力をいただきながら、町としてもこの場所をできるだけ住民の皆さんの憩いの場にするようにしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君登壇〕

教育長（熊谷誠司君） それでは、宇津木議員の大きい2番と大きい3番について、私のほうからご説明申し上げます。

まず初めに、大きい2番の上陽小学校や玉村小学校体育館の耐震補強についてお答えいたします。現在、昭和56年の新耐震基準施行以前に建設された小中学校の校舎及び体育館の耐震化を進めておりまして、今年度は玉村中学校体育館の改築、玉村小学校体育館の耐震補強を計画しております。

ご質問の上陽小学校校舎及び体育館については、昭和53年から55年に建設されたものであることから、新耐震基準には適合しておりません。そのため、昨年度は耐震診断、今年度は補強設計、来年度から2カ年事業で補強工事を実施する計画で進めております。この上陽小学校は、建設以来約30年が経過しており、トイレ等をはじめとする設備の老朽化も著しいことから、耐震補強工事に合わせて大規模改修を行う予定であります。なお、今回の国の経済対策により耐震化の前倒しについて検討するよう求められており、今年度中にこの上陽小学校の工事を始めることができれば有利な財源が見込めることとなりますので、現在前倒しに向けて検討しているところでございます。

次に、工事期間中の授業への影響ですが、上陽小学校は余裕教室が比較的少ないことと、それから

耐震補強工事に合わせて大規模改修を予定していますので、校舎を使いながらの工事は難しいと考えていますので、プレハブ校舎を建設し対応することを予定しております。工事期間中は、このプレハブ校舎への引っ越しや工事の騒音など多少の不便をかけることが予想されますけれども、工事の進め方については設計者あるいは施工者と十分協議を行い、安全を確保し、授業等の学校生活への影響を最小限にとどめるよう工夫しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、新型インフルエンザの感染の広がりに伴う休校や行事への対応についてお答え申し上げたいと思います。まず、休校について、すなわち臨時休業については、筑井議員の質問でもお答えしましたように、文部科学省より群馬県教育委員会を通じて新型インフルエンザに対する対応について、第5報ですが、5月22日に通知され、臨時休業の要請等についての運用指針が示されておりますので、玉村町としてもこれに沿って対応していくこととなります。指針では、発生患者の状況に応じて都道府県保健部局から学校の設置者に対して臨時休業が要請され、学校の設置者は都道府県保健部局と相談しながら臨時休業の開始時期や終了時期、対象校を検討し、これらの措置を適切に講ずることとされております。

次に、最初の質問にございました修学旅行のかわりになる行事についてでございますが、これは先ほど川端議員のご質問にお答えしたとおりでございます。両中学校は、別の形の旅行的・宿泊的行事で実施する準備を進めております。教育委員会としましては、学校のこのような主体的な取り組みを尊重したいと考えておりますし、またその日程や内容を早目に固めることで、子供たちや保護者に安心していただけるよう学校支援をしていきたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ感染防止のためのプールの衛生管理についてお答えいたします。学校園における幼児児童生徒の健康や安全確保に万全を期すということは、日常の学校園の生活において最重点課題として取り組んでいます。各学校園では、季節性インフルエンザ発症時から、薬用石けんによる手洗いやうがいの励行をし、感染の予防、感染拡大の防止に取り組んでいるところでございます。学校での子供たちの水泳の学習に伴う水を介しての感染予防をするためには、残留塩素濃度の管理、循環器や水質浄化装置の点検による透明度のチェックなど、学校環境衛生の基準に基づいて適切に検査を実施してきました。今年度も、日常点検、定期点検に怠りなく、衛生管理を徹底していきたいと考えております。また、それに加えて、水泳前後の子供たちの健康状態の観察や、うがいや手洗い、目や腰の洗浄などの指導が重要になりますので、徹底していきたいと考えております。

このように、新型インフルエンザに限らず、感染症の疾病については、発症の予防と感染拡大の防止に細心の注意をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 自席より引き続いて質問を続けたいと思います。

今度の景気というのは、本当にひずみが起こっているところにのしかかってくるということで、聞いているところとか、被害とか、深刻な状況が生まれているわけです。それで、先日も私たちのグループが公園パトロールというのをやまして、公園を見て回ったのです。そうしたら、もう二十何歳の若い青年が、1週間野宿していると言うのですよ。全国的な、テレビでは見ましたけれども、私たちの身近にそういうことが起こっているというのは本当に信じられない状況ですけれども、個別に聞いてみると、派遣会社を何件か首になってここにいるのだと。実家は遠いし、親も厳しい状況なのでというような話だったわけです。それぞれの状況の中で、それぞれがみんな少しずつ苦しい思いをしているかと思うのですけれども、そういった中でやっぱり地方自治体が、一番身近で目が届く自治体が、本気でやっぱりこういうケアをしていかなければならない時期なのかなということで、幸い玉村町はちょうどいい大きさですから、目を届かせるということになれば、もうほとんどカバーできると。大都市ではそうだけでも、玉村町ではそういう厳しい状況に置かれる人を一人も出さないというような形でやっていきたいと思うわけです。

それで、不況対策については茂木議員にもお答えになりましたし、今話を聞きました。細かくいろいろお聞きしました。対応していただいているようですけれども、1つやっぱり去年の12月議会で特別決議をやって、資金繰り対策をとということで提言をしたわけです。資金繰りだけでなく、やっぱり中小業者の地域の仕事を出していくと。今回の議会でも、お金があればあれもしたい、これもしたい、道路も直したい、これもしたい、仕事は山ほどあるというのははっきりしているわけです。やっぱりこれいずれはやるのだということなのでしょうけれども、こういう景気の悪いときには、そういう問題の部分をチェックして、やっぱり相当な予算を使って機敏に仕事を出していくという考え方はとれないものかなと。これは、やらなくもいいものをやれということではなくて、やる必要に迫られているけれども、その順序によって後回しになっているものについて、下水道の整備なんかもそうですけれども、道路改良については本当にあちらでもこちらでも要望が出ていると思うのです。こういった仕事を一遍に解決するというわけにはいきませんか。町長、どうでしょうか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 仕事を出す、資金繰り対策をするということで、去年の商工会の会議の中で各銀行の支店長に、私のほうから貸し渋りをしないでほしいという要望をいたしまして、あれが上毛新聞に載りまして、私もそんなに感じなかったのですけれども、県庁へ行きましたら、県庁の幹部から大変お褒めの言葉をいただきまして、町長がああいうふうな形で地元の金融機関に依頼をしたというのは大変いいし、県のほうとしては直接言えないのですけれども、町長という立場で言っていたら大変ありがたいということで、その経緯と今後の考え方というのを総務部のほうへ行って話してくれということでお話をしてきました。大変県も評価していただきました。それは資金繰りについてでございますけれども、今言った資金繰りと同時に大事なことは、その資金繰り以前に仕事を地元の

業者に出すということですね。

今宇津木議員さん言ったように、これからしていく仕事をまとめて出せるということも1つの方法だと思っておりますし、まずこの時世に大変学校関係を中心に、教育関係を中心に工事が集中しております。本来ならこういう時期だから、先延ばしするのが常識的な考えかなというのもあるし、またそういう声も聞きまして、私もそういう話をされましたけれども、今玉村町でできることは、私は一番それを積極的に行うことが町のためになるのではないかなと考えました。

ですから、予定どおり一切、この財政難の中だけれども、行うということは基本としておりますし、もう一つ考えられるのは、もっときめ細かく出すとすれば、これからする、将来2年後、3年後、4年後にする仕事をことし、来年あたりに集中して出すということも、これは1つの方法だと思いますので、その辺については宇津木議員がおっしゃるとおり、町としてもすぐ財政と相談してということが第一になってしまうのですけれども、これはもう当たり前の話で、財政と相談するもしないもなしに、そういうことを基本的には考えていくと。これをどういうふうに消化していくかということを考えるというのが、今の町に、我々に与えられた使命かなと私は考えております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） そこで、今度は総務課長にお聞きをいたします。

国の補正予算が通りまして、さまざまな景気回復対策が出ていて、詳細にまだ地方にまで、示されつつあるのだと思うのですね。いろんなものの活用によっては、いろんな施策が展開できるということですが、その辺について何か国のほうから、交付金とかいろんなものがありますけれども、今町としてはこの受け皿を検討されて、どのような今到達点にあるのかお尋ねをいたします。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） ことしの1月に、既に出ましたものについては、約5,000万円でした。これにつきましては、もう既に事業が終わっているものもありますし、もうじき終わるものもあると、そういうことでございます。

2回目、今回出されておりますものは、玉村町にとって1億3,500万円の交付金となると思います。これにつきましては、早々に各課から要望等も出ておりますので、これを早目に、実はきょうこの一般質問終了後に相談いたしまして、実施事業を決定していきたいと、そういうふうに考えております。1億3,500万円ですので、額としてはそれ以上になるというものを、7月臨時議会の席で補正予算として提出いたしまして、即座にそれを実施していきたいと、そういうふうに考えております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 国から1億3,500万円来たから、それでぴったりで合わせるというのは普通ないのですよね。助成ですから、助けとなるわけですから、本業は市町村がやっていくということで、その補助金を活用して仕事をつくっていくということになるかと思うのです。そこで、その地域密着型のそういう工事をということですけども、町長、具体的に、これから取りまとめということですけども、おおむねどのような工事というか、事業を展開しているという、町長のイメージはどんな考えでしょうか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私、この不況が去年から始まりまして、大変経済的に厳しくなって、各企業とも大変でございました。だけれども、町内において、この不況のために倒産をしたという、倒産をした、事業をやめたと。事業をやめたところはあるかもしれませんが、我々が把握している範囲ではないのです。ですから、これは私は大変玉村町の事業者ないし会社、個人経営者、個人事業者が、私は非常にしっかりしているなど、足腰がしっかりしているなどという感じでございます。本来なら、これだけの騒ぎがあるのですから、あそこが倒産した、ここが倒産したなんていう話も世間話で出てきていいわけなのですけれども、そういうものがないというところに、私は一種の驚きを感じております。と同時に、それをさせないために、いかに行政が支援をしていけるかと、支援をしたかという、これからまだまだ続きますから、したかということではなくて、支援をしていくかということだと思っております。

そういう中で、今宇津木議員さんのほうで町長のイメージはということをおっしゃいましたが、もう総体的に私は考えていますので、ここでこれという、そういう細かいミクロの話ではなくて、そういうのをちょっと答えづらい点があるのですけれども、本当に総体的に、もうすべての玉村町の事業者が、やっぱり事業者そして一般町民の皆さんがこの経済不況を乗り切るということを、町とともに私は施策をつくっていきたいと思っておりますので、今のところもし細かいのがありましたら、総務課長のほうからまた答弁させますけれども、私のイメージはそんな感じでございますので、了解していただきたいと思っております。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 今回の経済危機に対する交付金につきましては、一応3つの事業というのがあります。1つは地球温暖化に対応する事業、それから少子高齢化に対応する事業、それからもう一つは安全安心に対する事業と、これが大きな3つの項目になっておりまして、それに該当する事業というのが、これに当てはまってくると。そのほかにその他の事業と、こういうことになっておりますので、大まかに言えばその3つのものに対応した事業が考えられると思っております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔 13番 宇津木治宣君発言 〕

13番（宇津木治宣君） 積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほども出ましたけれども、住宅に困窮する世帯に町営住宅をとということで、何戸か入られたようですが、これは本当によかったと思います。一方、民間住宅が相当あいているという状況と、住宅困窮者が一方にはいるという中で、家賃補助というのが出ましたけれども、これは全県ではやっていないということのようですけれども、現実としては、これはできないことなのではないでしょうか。検討するとすればどういう形になるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔 都市建設課長 横堀徳寿君発言 〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 住宅の申し込みで待たれている方が、約100名おります。ですから、民間のアパートの値段はいろいろあるかと思いますが、4万円ないし3万円程度のアパートであれば、そういうところで大家さんも少し泣く。そしてまた、町のほうも補助するということができれば、例えば4万円とすれば、町が1万円、大家さんも空き家よりもいいでしょうから泣く。そうすると、入る方が2万円ぐらいの負担となりますよね。そのくらいのことは、町営住宅もその辺の家賃になっていますから。ただ、その1万円を町が、4万円のときに1万円を補助したときに、100人の方に毎月100万円ですよね。1年間1,200万円です。

ですから、その辺のところですと続けて、町内のアパートを経営している方もそれでもいいよというような形になるかどうかわかりませんが、いろいろその辺のところからも、今同じような設定の説明、平成13年にも寺田議員がしたのを覚えています、私。同じことを答弁したような気がします。ですから、財政的なものがどうなるかということで、検討していく方法もあるのかなとは思っておりますけれども。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔 13番 宇津木治宣君発言 〕

13番（宇津木治宣君） この施策は三方得というのか、もしそれをやれば、もちろん住宅を確保できる人については、それはそれでいいことがありますね。あいている住宅を貸すことができる、それもいいことになると思うのです。確かに金もかかりますけれども、どこも住むところがないのでどこかへ引っ越していってしまおうかという人が町内にとどまれば、そこで再起を図ってまた元気になるということであれば、人口流出も避けられると。やっぱり玉村町にいれば助けてもらえるというのか、そういう基本的な力というのか、を試される時期で、逃げ出していく町なのか、とどまってここで頑張ろうかという町になるのか、その辺のイメージだと思うのです。

ですから、永久に家賃補助とか、そういうことではありませんけれども、この大不況の中、やっぱりそういうことも検討される、いかがかと。町長、どうでしょうか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 逃げ出されたくないですね。抑えたいです。そういう中で、いろんな施策をつくっていかなくてはいけないということでございますから、基本的には今都市建設課長が答えた考えでございますけれども、限定ということを考えれば、そういうことも今検討する余地があるのかなど。期間限定というので考えていけば、そういうことがあるかなと考えられます。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 研究を続けていただきたいと思います。

次に、教育現場での教材費の問題とか、例えば修学旅行費とか、これは就学援助金、それから給食費の問題とか、就学援助金を受けられれば準要保護ということで、これらの実態はどんなふうか、今現状はなっているのでしょうか。

議長（石川眞男君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長（川端洋一君） 現在、就学援助を受けている、ちょっと今手元に資料がないので細かい数字までは申し上げられませんが、児童生徒合わせて180名程度でございます。これは、準要保護児童生徒ということでございます。要保護児童については1件でございます。

以上でございます。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） その辺については、答弁の中でも民生委員さん等とも協力しながら的確な運用をということなので、ぜひお願いをいたします。

次に、国民健康保険の保険証の問題ですけれども、192世帯資格証の世帯があると。1年間滞納している場合は資格証を出さなくてはならないという基本的な決まりがあるのですけれども、これは自治体によっては一つも出していないところがあると。この話をすると、払わない人に何でと、こういう話に必ずなっていくのですが、その論争は今やっている間がないので、いずれにしても景気悪化で生活が苦しいという状況の中で何とかしてほしいという相談等についての対応は、今どういうふうにされているのかお尋ねいたします。

議長（石川眞男君） 税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長（阿佐美恒治君） 現在の景気状況の中で減免をという話、資格証明書の関係は住民課長のほうからですけれども、減免の話があります。そういったことを考えていただきたいというような話は来ています。ただし、それを実施するに当たってなのですが、例えば自己都合でやめられた方、さらには定年、それと本人の過失により会社をやめざるを得なかった方と、景気悪化によってやめら

れた方、そういったすみ分けが大変難しいということが1つ。

それと、それを実施したことによって減額になる分が、国、県がどういった補てんをしていただけるのかというのがちょっとあいまいなところがございます。

それと、減免をしたことによって、国、県の補助がないとすれば、ほかに加入している方々に、これが全部上乘せになってくるということがございますので、これを実施するには大変難しいといひましようか、ほかの町村で取り組んでどういった方向が一番よろしいかということをしかりと検証してから取り組む必要があるのだらうというふうに考えております。

議長（石川眞男君） 住民課長。

〔住民課長 佐藤千尋君発言〕

住民課長（佐藤千尋君） 保険証の関係でございますけれども、まず資格証から短期ということで、今現在短期保険証につきましてはどうしたら出せるかと。出せることを前提の考えでおります。ですから、収税の関係で、保険税の関係でご相談なり、また職員が行ったときにある程度相手の方と話ができたところで短期証を出そうと、そういうことで実施をしております。

以上です。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 資格証についての対応については、かねてから窓口に来てちょっと、ちょっとというか相談をする中で、短期保険証に切りかえていくと。私もいろんな方から相談を受け、役場にとにかく一緒に行きましょうということで窓口連れて一緒に行って、帰りに短期保険証ですけれども、持って帰るという状況になっているわけですが、やっぱり医者にかかる必要がないのだという、そういう人もいるからね。それは非常に難しい。国保制度そのものが、もうこんなおれには関係ないと言いながら、病気になるとやっぱり助けてくれというようなことなので、困るなというような、私が見てもそういうのも現実にはあるのですけれども、いずれにしても国民健康保険証は命にかかわる問題ですから、そういう念入りな対応をしていただきたいと思います。

それから、資格証の子供の世帯に保険証をとということで、昨年の議会で取り上げて、そのときはそんなことを言ったってというようなつれない返答だったのですが、その後、これは国会で全会一致で決まったのですね。保険証を子供に出そうと、短期保険証ですけれども。どんな保険証を出して、どんな対応をされているのですか、ちょっとお聞きします。

議長（石川眞男君） 住民課長。

〔住民課長 佐藤千尋君発言〕

住民課長（佐藤千尋君） 今現在、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、4月1日付に届くようにということで、その世帯の中の、資格証の世帯の中の子供がいる世帯については100%、全部そういうことで6カ月の短期保険証のほうを発行させていただきました。また、その後何件かふえまし

たときには、その時点で子供の、中学生以下のいる世帯については6カ月の短期証の交付をさせていただきます。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） この交付については、これは申請ではなくて、もう把握しているほうから送るということで、対応でよろしいのでしょうか。

議長（石川眞男君） 住民課長。

〔住民課長 佐藤千尋君発言〕

住民課長（佐藤千尋君） そのとおりでございます。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 本当に私もかねてから、資格証が子供に何で影響があるのだということ、主張というか、ずっと取り組んできましたけれども、ようやく国の流れの中で解決できると、非常に、本当に時代が変わったなという印象を持っています。

次に、上陽小学校や玉小の体育館の耐震化工事で、先ほど来教育長のほうから前倒しをしてという話が出ましたけれども、これは場合によってはあれですかね、国の前倒しの補助金のいろんな有利な点が、早くやることによって受けられるということで、取り込もうということなのでしょうけれども、その辺の事情、制度の詳細についてご説明いただきたいと思うのですが。

議長（石川眞男君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長（川端洋一君） 今回の国の経済対策によります有利な点ということでございますが、現在上陽小学校ですと耐震診断をしまして、 $I_s$ 値が0.3以下の建物はございませんでした。ですので、3分の2の補助は受けられず、2分の1の補助ということでございます。耐震工事の必要のない1階建てとかの建物については大規模改修だけですので、3分の1の補助ということでございます。今回そういうことで、 $I_s$ 値が0.3以上の事業ということになりますので、国庫補助が2分の1でございますので、その国庫補助の補助単価について、今回の補助単価の引き上げを行うということで、実勢価格に近い価格が設定されるのではないかなというふうに考えております。

そのほかに補助裏につきまして臨時交付金の措置が予定されているということで、これにつきましても補助裏についても交付金が充てられるということですので、有利なことは間違いございませんので、これらについても実際には、先ほども工事の内容に触れましたが、プレハブ校舎を建設してとか、そういったいろいろな準備等もございますので、そういった、それをではどこに建てるかというようなこともございますので、学校とも早急に検討を重ねて、この有利な制度が使えるように努力したいというふうに考えております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔 13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） この耐震補強については、国の今景気対策という側面が強いのですが、期限を切って補助金を上げていくということで、2分の1の補助ということですから。起債とか合わせて、町の後年度の交付税対象になる、基準財政需要額に入れてなるとか、そういうのを合わせて、この負担というのはどの程度になるのでしょうか。町の負担というのは。

議長（石川眞男君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長（川端洋一君） まず、現在示されている資料でございますが、2分の1の中で、臨時交付金が今のところ予定として27.5%、残りが地方債22.5%ということになりますが、そのうちの地方債に対して元利償還金の交付税措置が11.25%見込まれるということですので、実質的な地方負担は地方債の約半分程度ということになるかと思えます。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔 13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 申しわけないです。私のほうも、もう既にそれは承知しているので。ただ、言ってもらわないと私が言ったことになってしまうので、恐縮であります。いずれにしても、国は景気対策ということで、学校の耐震化を積極的に進めているということで、町もぜひ積極的にこういう機会を利用して耐震化を進めていただきたいと思います。年度内には着工できるというようなことなので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、インフルエンザについては承知をいたしました。

森下団地の奥の遊歩道の整備なのですけれども、昨日も室井さんとお会いしまして、長年にわたってのご苦労の話も聞きました。あそこは物すごいやぶの状況で、足も踏み入れられなかったそうです。少しずつ少しずつ切り開いて花を植えていく中で、川が見えて、対岸のアカシアの木でほとんど住宅が、ふだんの景色と別世界のようなものが展開をされていると。ああ、玉村町も足元を見詰めればこんないいところがあるのだなというふうに改めて実感したところであります。

地域の要望としては、とりあえず町が来てあの花を全部こいで何かつくるのではないでしょうねなんて、そんなことはありませんよと言いましたけれども、今後地域の皆さんとよく相談をしながら、ひとつこういう足元のところを、目を向けていくということをお願いしたいと思うのです。

町長、町長もごらんになったと思うのですけれども、どんな印象を持たれていましたか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） この写真のとおりでございますけれども、対岸に玉中がありまして、あそこは利根川が非常に水が、狭いところなので水が多いのですよね。水が多くて、きれいな水が流れてい

るということと、手前に運動場があります。でも、あの運動場と総合的にあの辺を、住民の皆さんが気軽に行ける散歩道として整備していく必要があるかなと思いますので、その辺住民の皆さんの意見を十分に聞きながら、玉村町にとっては本当に変わった景色だと私も思っておりますし、今後本当に地域の憩いの場にしていきたいなと思っております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔 13番 宇津木治宣君発言 〕

13番（宇津木治宣君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（石川眞男君） 休憩します。午後1時半に再開します。

午前11時40分休憩

---

午後1時30分再開

議長（石川眞男君） 再開いたします。

---

議長（石川眞男君） 次に、11番町田宗宏議員の発言を許します。

〔 11番 町田宗宏君登壇 〕

11番（町田宗宏君） こんにちは。議席番号11番の町田宗宏でございます。3月の定例議会の質問では、余り激しく町長と私がいじめ合まして、町田さんが町長をいじめたと、そういう話のある人に言ったらしくて、ある人が私に教えてくれまして、今回はなるべく穏やかにしてくださいと、こういうことでございますので、優しく質問をさせていただきたいと思っております。答弁のほうも、ぜひよろしく願いいたします。

先般、国の平成21年度の補正予算が決定をいたしました。政府は、この予算を一日も早く執行して、景気回復の足がかりにしているのではないかと思います。この補正予算には、地域の活性化と経済危機対策及び公共投資臨時交付金として2兆4,000億円が含まれております。玉村町に係する予算も1億3,500万円ほどがあります。したがって、この補正予算を子育て中の家庭に対する補助ですとか、午前中寺田議員から質問がありました火災警報器設置への補助ですとか、そういったものに使いまして、しかも一日も早く執行して、速やかに効果が出るようお願いをいたしたいと思っております。

それでは、3点ほど質問がございますが、最初に下水道整備について質問をいたします。群馬県では平成21年度予算において、市町村が行う下水道整備への補助制度を新設いたしました。新しく設けたわけです。そのほか合併処理浄化槽設置等への補助率を大幅に引き上げております。これは県の予算を見ていただければよろしいかと思っておりますが、本県の2007年度末の汚水処理人口普及率は68.5%でありました。全国の平均が83.7%ということですので、大きく下回っております。そこで、これは大澤知事が何とかしろという話があったようでございますが、県は2017年

度の同普及率の目標を90%と定め、補助を今後5年間継続して、市町村の事業推進を促すこととなりました。玉村町の汚水処理人口普及率は、県央汚水処理施設が町内にあるにもかかわらず、66.5%でございます。県の普及率よりも低い。汚水処理人口普及率は文化レベルをあらわすバロメーターだと、このようにあらわす人もいるわけです。したがって、この県の施策を最大限に活用して、下水道の整備を強力に推進していただきたいと思っております。

次に、2番目の質問でございます。新型インフルエンザ対策について質問をいたします。本件に関しましては、先般筑井議員が既に質問をしたところでございますが、重複をいとわず質問をさせていただきます。新型インフルエンザについては、国の施策が功を奏したのかどうか分かりませんが、国内においては今のところ急激に流行する気配はないようであります。何よりも群馬県及び玉村町において一人の患者も出ないということは、大変喜ばしいことでございます。しかしながら、世界的には流行の勢いはいまだ衰えておらず、いつ、どのような形で群馬県あるいは玉村町に入ってくるかわかりません。玉村町としては万全を期していることと思っておりますが、町民にどのように徹底しているのか、次の2点について質問します。

1点は、予防処置です。

2点目は、発熱やせき等の風邪の症状が出たときの処置であります。

次に、3点目の東毛広幹道沿いの開発について2点質問をいたします。

1点は、東毛広幹道にアクセスする町道の整備について、どのように考えておられるか。

2点目は、スマートインター周辺を含む東毛広幹道沿いの開発をどのように考えているか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 11番町田宗宏議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、下水道整備を強力に推進せよということでございます。ご質問者が言われるように、玉村町の19年度末の下水道汚水処理人口普及率は66.5%で、県の普及率より2ポイントほど低い状況にあります。県の施設を最大限に活用し、下水道整備を強力に推進せよとのご質問であります。今般国の経済危機対策に基づいた平成21年度玉村町下水道事業特別会計補正予算、これ(第1号)になります。について、本議会にて提案をさせていただいておりますように、下水道整備の推進につきましては、国の補助制度等を積極的に活用して、鋭意整備を進めております。

ご案内のとおり、下水道整備については、整備途上は初期投資がかかるということは申すまでもありませんが、後年度の料金収入にもつながることになりますので、厳しい財政事情も十分に考慮する中で、整備前の受益者負担金等の説明におきましてもわかりやすい形で行い、住民理解が得られるような取り組みを進め、整備進捗を図っていくことが重要であると考えております。現在22年度までの事業認可となった認可区域の整備を進めておりますが、今後におきましては、先のご質問者にもお

答えいたしましたとおり、区長さんや地元の皆様方の意見・要望等を十分にお聞かせをいただき、23年度の事業認可へ向けての検討を図っていきたいと考えております。

続きまして、新型インフルエンザ対策について万全を期せとの質問でございます。最初の質問であります住民への予防対策についてお答えいたします。4月に海外で新型インフルエンザが発生してから、当町では区長さんを通して新型インフルエンザの感染予防対策用パンフレットを全戸配布し、新型インフルエンザの正しい知識と感染予防対策の周知徹底を図っております。予防対策としては、外から帰ったらうがい、手洗いを徹底する。せきやくしゃみの出るときや人込みではマスクを着用し、せきエチケットを励行する。流行時の外出はなるべく避け、どうしても出かける場合は徒歩、自転車、自家用車を利用する等、これらのことを守っていただくように住民に呼びかけております。また、現在役場や保健センター、文化センター等の玄関に新型インフルエンザ対策コーナーを設け、来庁者に正しい手洗いやうがいの方法を呼びかけております。

次に、発熱やせきなどの症状がある場合の対応についてお答えいたします。38度以上の発熱や鼻水、のどの痛み、せきなどがある場合は、直接医療機関を受診しないで、まず伊勢崎保健福祉事務所の発熱電話相談窓口で電話をしてもらいます。そこで、保健師等が問診を行い、新型インフルエンザが疑われる場合は、感染症指定病院である伊勢崎市民病院を紹介し、検査の結果、新型陽性となると入院になります。町では、5月初めに群馬県新型インフルエンザ発熱電話相談窓口のご案内のビラを、区長さんを通して全戸配布し、発熱等があった場合は直接医療機関に行かないよう周知徹底を図っております。今後も新型インフルエンザの感染の動向を見ながら、新しい情報と感染防止対策等について、町民の方に周知をしてまいりたいと思います。

続きまして、東毛広幹道沿いの開発についての質問でございます。東毛広幹道の平成27年度末供用開始予定に向けて、町では準備を進めています。東毛広幹道からの町道への流入交通量は増大が予測されていますので、アクセス道路は早急に改良していかなければならないと考えております。改良工事は、道路拡幅の伴う道路や、現道に交通安全対策を行う道路等がありますが、優先順位は地域住民の意見を十分に反映し、整備をしていきたいと考えています。

2番目のスマートインター周辺を含む東毛広幹道沿いの開発についてですが、東毛広幹道の完成により周辺市町村から玉村町へのアクセス性が格段とよくなり、またスマートインターの完成に伴い高速道路利用による物流の効率化による地域経済の活性化が図られることは確実であります。つきましては、これら都市基盤の整備に合わせたまちづくりについて、第5次総合計画や改訂予定の都市計画マスタープランの中で具体的な土地利用を検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） それでは、自席から質問を続けます。

まず、下水道整備の質問ですが、実は最初のこの下水道整備のことと、3番目の東毛広幹道にアクセスする町道の件に関しましては、区長さんとも若干お話をしまして、こういう質問をしますよということでお伝えしてありましたが、区長さん、青砥区長さんですが、南玉の区長さん来てくださいます、大変ありがたく思っているところでございます。

それでは、下水道整備の件ですが、平成16年度から始まった玉村町の下水道整備7カ年計画の最終年度である平成22年度末における汚水処理人口普及率は何%となっているのでしょうか。

議長（石川眞男君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 太田 巧君発言〕

上下水道課長（太田 巧君） 認可区域580ヘクということでありますので、これから申し上げます。先ほどの全体的な県の普及率ということで66.5%ということでありますが、さらにこの数字よりも若干上回るというふうなことで思っております。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 何%ですかと聞いているのですけれども、平成22年度末、要するに下水道整備7カ年計画がございましたですね、平成16年度から。その最終年度であります平成22年度末における玉村町の汚水処理人口普及率は何%ですか。

議長（石川眞男君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 太田 巧君発言〕

上下水道課長（太田 巧君） 59%であります。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） いや、それは違うと思うのですが、それは基準が違うのではないのでしょうか。私のは人口普及率で問うているのです。県のほうが人口普及率言っているのですよね。したがって、ずっときょうのこの下水道整備については、県の基準といいますか、あれに合わせまして人口普及率で問うております。したがって、もっと高いと思うのですけれども。

議長（石川眞男君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 太田 巧君発言〕

上下水道課長（太田 巧君） 先ほどの59%は、人口で2万5,564人というふうな数字を持っておりますのですが。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） こうなのですか。2007年度は玉村町が66.5%ですか。したがって、これよりずっと上になっているはずなのですかけれども、2010年ですから。

議長（石川眞男君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 太田 巧君発言〕

上下水道課長（太田 巧君） 2008年度末で68.09%、10年のはちょっとまだ出していないのですが、そんな数字となっております。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 後で詳しい数字は調べておいてください。

そこで、私が言いたいのは、この平成22年度末の目標を変える考えはありませんか。

議長（石川眞男君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 太田 巧君発言〕

上下水道課長（太田 巧君） 先ほどお答えをいたしました、全体的では931ヘクということになっております。今回7カ年計画ということで、22年度まで目標に向けて整備進捗をさせていただいておりますのですが、この22年度までの整備、580ヘクというのはもう既に認可をとってあります数字ですので、ちょっと途中での変更という、今現在の段階ではちょっと変更はできないことになっております。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 県が、大澤知事が、これでは群馬県の文化レベルは非常に低いのではないかと。全国レベルよりぐっと低いのではないかというような話になって、もうちょっとしっかり下水道の整備、あるいは合併槽の設置等をやるべきだと。そういう号令かけて、平成20年度、この県の群馬県汚水処理計画、これを見直したのですね。そこで、県はその目標値を大きく変えたのです。どういう目標に変えたかということ、要するに90%にするということなのです。平成29年度、2017年度末までに群馬県の汚水処理人口普及率を90%にすると。それまで83.何%だったのをぐっと上げるのですね。そういう県が計画を見直して、このように早めるのだと。下水道整備早めるのだと言ったのに、玉村町は県は県だと。玉村町は今までどおりだと。それはないと思うのですけれども、町長、いかがですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 下水道普及というのは、住民の本当に要望でございますので、県、大澤知事の言うのももちろんですし、玉村町としてもできる限り普及をしたいというのが基本的な考えでございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君）　そこで、島田議員の質問にもありましたが、西高東低だと。私はそういうことは言いません。玉村町全体の下水道の整備を、県の考え方と同じように、住民の要望も強いと町長言っているのですから、南玉の要望も強いのですよ。ですから、区長さんわざわざ来て、頑張れということで後押ししてくれているのだと思いますが、ぜひ今の7カ年計画を見直して、いいですか、少しでも人口普及率を上げると、このようにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（石川眞男君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　太田　巧君発言〕

上下水道課長（太田　巧君）　現在の状況はそういうふうなこと、先ほど申し上げました認可の面積の対してのパーセントということで、県の2017年度まででしょうか、90%に持っていくというふうなことでありますので、当然玉村町も、いわゆる今度23年度の認可区域の変更等ありますのですが、その辺につきましては十分加味した上で、当然その数字に県と同様持っていく努力はいたしたいと思っております。ちなみに、町は23.5%ちょっと、90%にするのにはそういうふうな目標値踏んでおるわけなのですが、当然今回も県の単独でも3%つけるから、そういうふうなことで整備進捗図ってくださいということを十分承知いたしておりますので、次期の認可区域の面積の協議等におきましては、それらを十分踏まえた中での進捗が図れるように努力をいたしたいと思っております。

議長（石川眞男君）　町田宗宏議員。

〔11番　町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君）　そこで、平成21年度の国の補正予算も出たことですし、その一部を使っても、この平成21年度、22年度の整備のペースを若干でも上げると。それで、次に23年度を初年度とする、多分5カ年計画をつくれるのではないかと思います。そのときには県が平成29年度末、2017年度末には汚水処理の人口普及率を90%にすると、こう言っているのですから、今度23年度から始まる5カ年計画、2年県よりは短いわけですが、その2年短い間、要するに平成27年度末には玉村町の人口普及率を90%ぐらいに上げたらどうかと思うのですが、ぜひそこら辺のところをご検討願いたいと思います。

それで、このようにすることによって、午前中の宇津木議員も言っておりましたけれども、玉村町のそういった下水道関係の業者あるいは道路の舗装関係の業者等の仕事がふえると、したがって町が活性化されると、こういうことになろうかと思うのです。ぜひそこら辺のところをご検討願いたいと思います。

次に、新型インフルエンザについて質問をいたします。確かに今まで町から幾つかの文書が出されております。私も手元に、配られたのは全部持っているわけですが、非常に細かいことで申しわけないのですが、非常にいい文章なのです。ここに「群馬県新型インフルエンザ発熱電話相談窓口のご案内」と書いてあるのですね、ご案内。それで、これはこの右上に小さい字で、「群馬県、町か

らのお知らせです」と、こう書いてあるのですけれども、この担当課あるいは担当係なり、どこにもその名前がありません。本来ならば、健康福祉課とか、あるいは保健センターとか、何かそういうものがあるべきだと思うのです。そういうのがないと。細かいことですよ。

それから、いつ発行されたのか、年月日がないと。したがって、この資料は新しいものなのか、古いものなのか。もちろん区長さんが配ってくれたので、その配る直前に出されたものだとは思いますが、一切そういうのがないので、よくわからないと。

それから、内容については、「基本的には窓口の時間は、午前9時から午後5時30分」と。「緊急時のみ夜間も受け付けています」と。緊急時というのはどういうものなのかわからないと。私がこういうことを知ったのではないのです。非常にそういう意見を持っている人が私のところに来まして、こういうのは余りないよねと、こういう話だったのでお伝えをしますが、やはりこういう公文書はどこが担当しているのか、何課なり何とかセンター、その所在を明らかにし、しかもその電話番号を書き、発行年月日も書くと。すばらしい文書がいっぱいありますよ。担当者の名前まで書いてある、こういう町から出ている公文書もあります。したがって、そこら辺のところは、非常に細かいことですけれども、町民の方が見ると、随分いいかげんだなと。どこの課が出したのかわからない、したがってどこへ電話していいかもわからないと、こういう格好になるのです。ぜひそこら辺のところを、しっかり課長さん方指導していただきたいと思いますが、健康福祉課長さん、いかがですか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 資料に不備があった点おわびいたします。

まず、この資料の出所ですけれども、健康福祉課の保健センターが中心になって資料を作成しました。それで、この時期非常にインフルエンザが発生したというようなことで、じたばたしておりました。4月の24日にWHOがアメリカとメキシコに発生したというようなところから始まって、ちょうど5月の1日ごろになりますと、結構日本のほうにも、神戸とか大阪のほうにも発生してきたということで、5月の1日の日に保健福祉事務所のほうから、こういった発熱電話相談の窓口とか、いろいろなそういう周知を住民の方に知らせてくださいということで連絡がありました。そんなこんなで5月の連休に入ってしまったのです。それで、職員としては連休の休みも返上して、この資料をつくったわけです。それで、1番の区長さんのところへ持っていく7日の月曜日が配布日ということで、これは日にちについては、年月日については5月の7日に発送したということでございます。そんな状況でせわしくやったものですから、非常に不備があったかなというふうに反省しております。

それで、緊急時というようなことなのですけれども、これ伊勢崎保健福祉事務所では、午前の9時から午後5時30分まで対応しております。その後は自動的に群馬県の保健予防課のほうに電話が回るようになっております。保健福祉事務所に5時半以降電話しますと、県の保健予防課のほうに直接電話が回って、そこで24時間体制の緊急時の夜間も受け付けているということでございまして、こ

れは夜中に熱が出たという、患者も非常に心配するわけでございまして、その辺のところを緊急時ということでとらえたわけです。

以上のことです。よろしく申し上げます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11 番 町田宗宏君発言 〕

11番（町田宗宏君） よくわかりました。そこら辺のところを、私が言ったようなことを今後気をつけていただければ町民の皆さんもよくわかるなということで、疑問点があればその担当課のほうに、あるいは保健センターのほうにすつと行けると、それ見てですね、ということができるようになると思います。

そこで、新型インフルエンザはおさまったわけではありません。また、ことしの秋以降流行する可能性もあると、そのように言われています。したがって、もう一度そこら辺のことを考えて、今回すぐにこの文書を訂正する必要はないと思うのですけれども、流行が来たということになれば、この文書を修正してしっかりしたものにつくって家庭に配布してもらいたいと思うのです。

それで、そういう重要なことはわら紙に書くのではなくて、もうちょっといい紙に書いて、各家庭で電話機の前にちょっとかけておくというような感じにすれば一番いいのではないかと思うのです。せつかくいい内容を、ぺらぺらの紙ではちょっとお粗末過ぎると思いました。

それからもう一つ、この新型インフルエンザについてお願いなのですが、町は極めて立派な体制ができています。細かいことを先般保健センターのほうにお伺いしまして教えていただいたのですけれども、町民の皆さんは非常に不安だと思うのです。したがって、町はこういう体制とっていますよと、ご安心くださいというような資料を町民の皆さんにお伝えできれば、町民の皆さんはほっとすると思うのです。そういうことをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 松本恭明君発言 〕

健康福祉課長（松本恭明君） インフルエンザの流行については、日々刻々と様子が違っておりまして、その都度いろいろな対策を講じているわけなのですけれども、適当な時期を見計らって、町のほうでもこういった対策でやっていますので、住民の皆さん安心してくださいというような文書を出したいと考えております。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11 番 町田宗宏君発言 〕

11番（町田宗宏君） 余り細かいことは要らないのですけれども、大きく言って、「玉村町新型インフルエンザ危機管理対策について」ということで、非常に細かいことがずっと書いてあります。これをずっと要約して、このA4ですか、これに1枚ぐらいに要約して町民の皆さんに配れば、ああ、町はよくやってくれているなと、これでは新型インフルエンザにかかっても安心だと、こういう

ぐあいになると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、東毛広幹道沿いの開発の町道の整備についてですけれども、先般4月の8日でしたが、箱石の公民館で町道220号線の拡幅に関する説明会がありました。たしか都市建設課長の横堀さんが就任して間もないころのことでした。そこで、そこに参加した町民の方々は、それは非常にいい考えだと、ぜひ推進してまいりたいと言う人、あるいはそんなこと初耳だと、そんな話初耳なので、おれは絶対反対だと、こうやって大きな声を出された町民の方もおられました。何で唐突にこの220号線の拡幅というのは案として出されたのでしょうか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 広幹道の消防署から東へ行く路線を、昨年その前ですか、説明会地元の方と作り合っていくという形の中で進めていったという経緯がありました。その中から、354から北へ広幹道へ向かって4カ所ですか、南玉地区には3カ所ですね、ちょうど。それを越えて箱石の神社から行ったのを入れて4本ですか、そんなような形の中で、その4本についている中で、私も始まったときにあいさつの中で説明させていただきました。東部工業団地、昭和52年、たしか私が役場へ入って間もないときにできたと思っています。それから町に総合計画、第2次、3次、4次ということで、大きな道路の骨幹としたものは計画道路としてありました。それらをつないで、最終的には広幹道の話はもうそのときにありましたから、工業団地の中から1本北へ向いていく道路として、優先的な道路として位置づけられていたというような認識でございました。

ただ、説明会をこたしの、前の20年度の区長さんのときに回覧を回して、21年度の4月から新しくなった区長さんに会場に来ていただいてということで説明会をさせていただいたわけですが、町田議員さんの言われた、会場におられて大きな声を出していた方いたのを見ましたけれども、都市計画道路として町できちんと定めてあれば、その沿線に家をつくるとなれば、建物の規制等があったわけですが、工業団地から抜けていく道路は幹線道路として位置づけがあって、都市計画道路でないから規制する力がなかったというふうに私は説明させていただきました。そのことは聞いていないというような話もあったのですが、それは道路をつくる、家をつくるとなれば、素人の方が土木事務所へ行ったり、町の行政へ来てつくるといようなことはほとんどないと思います。建築資格を持った方が行政の窓口へ来て進めていると思いますから、そういう形の中で、できる範囲の、その当時できる、規制のないところでつくられたということであったと思います。

町の工業団地が、先ほど頭のほうで言いましたように52年からずっとつくって、町全体の中で当時工業団地をもっと広げたり何かしたときには、工業団地の周り、今の約50ヘクあるものがもう少し膨らんで、南側、西側というような夢を持っていたわけですから、その中で物流の中で一番大きく動くだろうというところで、広幹道の中から220号線、箱石のあの道路が最優先で町は進めていくべきだろうというような想定の中で説明会のほうへ伺わせていただきました。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） よくわかりました。

しかしながら、この東毛広幹道ができますと、その周辺の開発がまた随分変わっていくのだと思うのです。それが、先ほど町長が答弁をされたことだろうと思うのです。したがって、この第5次玉村町総合計画なり、玉村町都市計画マスタープランの作成に当たっては、来年9月までにつくる予定だと思いますけれども、そういった東毛広幹道周辺の開発と東毛広幹道にアクセスする道路、そういったものを総合的に考えて、しかも東毛広幹道にアクセスする道路は五、六本あるのだと思いますけれども、優先順位をつけると。

また、生活の利便性だけではなくて通学路、これは3月の定例会でも村田議員が話されていたのですけれども、車が多分多くなるだろうと。したがって、子供たちに危険がふえると。したがって、これは通学道路として優先的に整備するのだとか、したがって歩道までつけるとか、そういった要するに東毛広幹道にアクセスする道路並びに東毛広幹道周辺の開発、これを総合的に考えて、優先順位をつけて、しかもそれをつくるときに町民、特に東毛広幹道沿いの関係区民の皆さんに早くから意見を聞いて、それでつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 町田議員さんの言われるとおりかなと思います。芝根小学校の位置から見ますと、先ほど箱石の神社の東の通り、その通り、それで広幹道をくぐりますと、錦野団地の南側に現在使っている道路がありますから、それは残すというような形になっているようですから、それは住民の昨年会議等を開いた中で、要望の中で本線が少し南へ寄ったというふうに話を聞いています。ですから、その道路等を使えば、箱石神社のほうへ行く際、下までは、東の通りですか、接続されると思います。ですから、当然広幹道の工事が始まるとなれば、その道路のところを安全に子供が行けるような工夫をして、横断していただいて芝根小学校へ通うというような、そんなような形になると思います。

またあと3つ、南玉地区さんのほうの前に道路があるわけですがけれども、中央小のほうへ今度は来る方もいるわけですから、そうするとまた今の道路等絞った中で、南へ一度横断しなければ中央小へ来られないと思いますから、その道路をどこにするかということは、今度はその地区のまたPTAの役員さんとかいると思いますから、意見を集約していただいて1本にさせていただいて、それを選考していくというような、そんな形になるかと思いますがけれども。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） この道路のことにしましては、南玉の区長さん大変関心持っておりますし

て、例えば南玉の公民館のある西側の道路ですけれども、その公民館の横、南北四、五十メートルはいいのですよね。しかし、それから村の中に入りますと、小さい車でも交差がほとんどできないというようなところがあるわけです。したがって、そういうところは、多分区長さんからの要望で上がってくると思いますが、ぜひそういった東毛広幹道にアクセスする町道に関しましては、総合的によく区民の意見を聞いてやっていただきたいと思えます。

次に、スマートインター周辺を含む東毛広幹道沿いの開発の件でございますが、私のところにも何社か進出したいという企業があったのですけれども、なかなか農地を用途変更して工業用地なり商業用地にすると、かなり時間がかかるということですので、どれぐらいかかるものなのですか。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 農用地の除外と転用の話かと思いますが、面積によって大分異なります。といいますのは、2ヘクを超える農地の除外・転用になりますと、国のほうの意見を聞かないと県が許可を出せないということになっております。なお、4ヘクを超えますと、これは国のほうの大臣の許可が必要になりますので、もっと時間がかかります。2ヘクよりも下、2ヘク未満ですと、群馬県の知事の許可のほうで除外・転用がおりることになっております。

その中でも、1ヘクを超える部分については比較的、半年とか1年ぐらいのスパンで許可のほうが出るかと思えますけれども、1ヘクから2ヘクになるともうちょっと時間がかかるというようなこともありますので、ケース・バイ・ケースなのですが、場所にもよりますけれども、おおむねそのようなぐらいの期間で許可のほうがおりてくるというふうに考えていただければいいと思えます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） ある人は10ヘクタールぐらい欲しいということで、東京に本社のある企業が進出したいのだということで探してくれと言われたのですけれども、なかなかうまくいかない。例えば上福島でしたかね、7.4ヘクタールぐらいの土地がございますね。あれをどうかということで、前の太田さんが都市建設課長のころ、たしか聞いた思うのですけれども、最低5年はかかるのだという話でしたが、それぐらいかかるものなのですか。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 先ほどもちょっと説明させていただきましたが、4ヘクを超えますと国のほうの許可が必要になるということがありまして、当然その中で都市計画のほうの用途地域の変更を伴う、要するに開発許可と一緒にした除外申請、転用申請が必要になりますので、それを都市計画のほうでやるのが、おおむね定期的にやるのが5年ごとというふうになっておりますので、ちなみに今年度、ことしの8月に新しく工業団地拡張の部分の用途地域の変更のほうが行われることにな

りますので、そこからまたさらに5年間ぐらいの期間で、ぐらいの時間は優にかかってしまうというふうに考えております。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） そこで、原議員も話しされましたよね。町が土地を準備しておいたらどうかと。いわゆる先行投資ですよ。それも非常に難しいような答弁があったわけですが、5年以上かかりますと企業は待てないと、では土地のあるところへ行くと、こういうことになってしまうのです。そうすると、せっかくな企業、非常に高度な技術を要するようすばらしい企業、公害はないというような、しかも相当の売り上げなり、そういったものがあるというような企業がほかへ行ってしまうのです。非常に残念なことなのです。したがって、原議員ではありませんけれども、少し10ヘクタールぐらいは町で用意しておいたらどうですか。

議長（石川眞男君） 答弁はどなたに求めますか。

〔「町長でも課長でもいいですよ」の声あり〕

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 先ほどのちょっと関連で、今のご質問にもお答えさせていただきますが、当然その都市計画の用途地域なんかを変更するに当たっても、その前提条件としまして、どのような企業がどのぐらいの熟度でそちらのほうに進出したいというふうな希望を持っているかというところが、農振の除外とか転用につきましても非常に大きなポイントとなってきます。早く言いますと、その辺が決まっていない案件につきまして、除外なり転用の許可をおろすということはまず考えられないといえますか、していただけません。ですから、その辺はあらかじめ何ヘク、10ヘク、20ヘクでも工業団地をこちらで用意しておくということについては大変難しいというところがあります。

今の状況はそんな状況で、結構工業団地とか、そういう話が進んでいるのですが、逆に町とか市町村が、県も含めてなのですが、目的がはっきりしないというのですか、すぐに使用目的のない土地を5年以上所有している場合、よく塩漬けの土地と言われているものなのですが、そういう土地を持っていた場合は、国のほうからどうしてそういう土地を市町村が持っているのだというふうな、逆に不審に思われて、その辺の調査までさせられるという状況もございます。

ですので、先ほどから言っていますとおり、なかなかそれをもうあらかじめ用意しておくということが、非常に今の農用地の利用の仕方とか、開発許可の問題とか、非常に難しいところがあるということはお承知おき願いたいと思います。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 不勉強で申しわけないのですが、伊勢崎市に50ヘクタールぐらいでしょ

うか、四十何ヘクタールの工業団地ですか、つくるとい話がございますね。これは県のほうでそういう話ししているわけですが、それはどのようにしてそういう開発ができるようになるのですか。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 伊勢崎市の詳しい状況はちょっとわかりませんが、先ほども話しましたとおり芝根地区の工業団地の拡張と同時に、関東農政局のほうでそちらのほうの審議もされておりました。当然群馬県の中で国のほうに持っていく関係で、そちらのほうが大分やっぱり手間取っております、それに伴って玉村町の工業団地の農振の許可のほうもおくれているという話も当然ありました。ですから、相当やはり慎重審議になって、先ほど言いましたとおり、どんなような企業がどのくらいの面積で、どういうふうに来るのだと、いつごろ来るのだとかという、そういうのがかなり難しいところで戸惑っていたのではないかというふうに考えます。これは、はっきりしたことはなかなか他市町村のことなのでわからないのですが、恐らくそういうことだったと思います。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 私は、何も企業をどんどん誘致すべきだと、こういうことを言っているのではないのです。しようと思ったときにタイミングよく、そういう企業に来てもらえるような体制をとれないものかと。今まで5年なり10年かかったものは、もうちょっと早めることができるのではないかと思うのですけれども、それも難しいとなると、玉村町は、これはだんだんと没落していってしまうのではないかなという気がするのです。周りの高崎市なり前橋市なり伊勢崎市はどんどん発展していくと。玉村町は何となく、西部劇の西部の町ようになってしまっているのではないかと。そういったところを、私は非常に懸念をしているのです。

やっぱりある高名な方が述べておりました。私はそのとおりだと思うのですけれども、国が発展するか没落するかというのには3つあると。1つは、国に長期的なビジョンなり目標があるかどうか。2つ目は、国民が団結しているかどうか。3つ目は、そのトップ、指導者が本当のリーダーシップを持っているかどうかと。これによって国の行き先は決まると。

これは町も同じだと思うのです。やっぱり町は町として将来見通して、そんなに先のことでなくても10年ぐらい先のことは絶えず考えて、玉村町はこのような町にするのだという目標を1つ持つということ。それから、もちろん町民が一致団結をしてやる。これはもちろんですけれども、3つ目は町長がリーダーシップを発揮して走り回って、今まで5年かかるところは3年ぐらいでやるとか、物理的にできないのでは仕方ありませんけれども、そういう努力をします。リーダーシップを発揮すると。それによって、この町が発展をしていくのではないかと、そう思っているのです。

したがって、この東毛広幹道がせつかく平成29年には4車線で完成するということですので、

そのことを踏まえて玉村町の将来の姿を確立して、周辺の市におくれをとらないようにやっていただきたいと思います。

私はこれで終わります。どうもありがとうございました。

〔「答弁」の声あり〕

11番（町田宗宏君） どうもどうも、では。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 町田議員さんの言っているとおりだと思います。

それで、島田議員さんのときにも答弁させていただきました。やはりそのためには何をするかとなると、町の総合計画なのです。その中にリンクした都市計画のマスタープラン、その中に広幹道沿いに何を寄せて、どういうふうに来てもらうか。そのために色塗りをしておかなければ、準備をしておかなければだめだということなのです。ですから、今度は見直しの時期ですからしっかりと、5年後、10年後のときに、ああよかったと言われるもの、皆さんで考えたものを設定していきたいなと思っておりますので、そのときはお知恵をかしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔「もう一回、じゃ」の声あり〕

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） すばらしい答弁をしていただいて、ありがとうございました。

町長も一言、最後にお答え願えないでしょうか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 町田議員の考えと私の考えは同じでございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） どうもありがとうございました。終わります。

議長（石川眞男君） 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

---

## ○散 会

議長（石川眞男君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、9日から10日までは休会となります。11日は午後2時から本会議が行われますので、議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 3 分散会